

高岡市避難所運営マニュアル

令和6年（2024年）7月

高岡市

はじめに

様々な災害のうち、台風等の予め災害の発生が予想できる場合と異なり、地震等のように突発的に発生する大規模災害では、住民だけが被災者とは限らず、行政や防災機関とその職員にも被害が及ぶことから、行政が主体的に避難所の運営をすることが難しい状況となると予想される。

このため、突発的かつ大規模な災害においては、誰がどのような状況で避難所に避難してきても、円滑に避難所の開設運営が行えるような体制として、最も初期に避難所に到着する可能性の高い避難者（住民）、自主防災組織、自治会等が主体的に避難所の運営をするという考え方が重要となる。

また、避難所では、避難者の健康管理、生活環境やプライバシーの確保、男女のニーズの違いや要配慮者のための対策等、様々な課題が発生する。

本マニュアルは、富山県が作成した避難所運営マニュアル策定指針を踏まえ、避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方、業務内容と具体的な手順等を取りまとめ、平常時より関係者間で共通の認識を深め、災害時に避難所の迅速な開設及び円滑な運営を目的に策定するものである。

目次

■序章	1
<u>1 避難所の指定について</u>	1
(1) 避難場所・避難所	
(2) 福祉避難所	
(3) 広域避難場所	
(4) 津波避難ビル	
<u>2 避難所の開設体制等の整備について</u>	2
■第1章【基本事項】	3～11
<u>1 避難所の運営主体等</u>	3
(1) 避難所の運営主体	
(2) 避難所の目的と位置づけ	
(3) 避難所の機能	
(4) 避難所の配慮事項	
<u>2 対象とする避難者及び避難所</u>	5
(1) 対象とする避難者	
(2) 対象とする避難所	
(3) 福祉避難室の設置	
<u>3 避難所運営の流れ</u>	6～7
(1) 初動期【発災直後～24 時間】	
(2) 展開期～安定期【24 時間～2 週間】	
(3) 撤収期【2 週間目以降】	
(4) 撤収	
<u>4 運営体制の考え方</u>	9
5 要配慮者への配慮	10～12
(1) 基本的な考え方	
(2) 主な配慮項目	

■第2章【業務内容】……………13～35

1 初動期【発災直後～24時間】……………13～17

- (1) 避難所の開錠
- (2) 応急的な避難所運営準備組織の設置
- (3) 避難所等の安全確認
- (4) 避難所の開設準備
- (5) 避難所の開設

2 展開期～安定期【24時間～2週間】……………18～29

- (1) 避難所運営委員会の業務
- (2) 各運営班の業務内容

3 撤収期【2週間目以降】……………30～33

- (1) 運営委員会体制の業務
- (2) 各運営班の業務

4 撤収……………34～36

- (1) 避難所運営委員会の業務
- (2) 各運営班の業務

■第3章【男女共同参画の視点からの避難所運営】……………36～42

1 平常時の備え……………36

- (1) 避難所運営マニュアルの作成・改定
- (2) 備蓄の調達・配布

2 初動対応……………37～38

- (1) 避難誘導
- (2) DV や性暴力、ハラスメントの防止・安全確保

3 避難生活……………38～42

- (1) 避難所の開設・運営
- (2) 避難所の生活環境の整備・改善
- (3) 物資の配給
- (4) 保健衛生の確保
- (5) 食事の提供・栄養管理
- (6) 子どもや若年者への支援
- (7) 性的マイノリティへの配慮

■資料 1 【各運営班業務細則】44～58

- ・ 総務班
- ・ 施設管理班
- ・ 被災者支援班
- ・ 情報班
- ・ 食料物資班
- ・ 救護衛生班
- ・ ボランティア班

■資料 2 【市の問合せ先一覧】59

■資料 3 【様式集】60～76

- ・ 文案 1 「避難所での生活ルール」
- ・ 文案 2 「物資、食品等の配分方針」
- ・ 文案 3 「ペットの飼い主の皆さんへ」
- ・ 文案 4 「ボランティアの皆さんへ」
- ・ 様式 1 「避難者名簿」
- ・ 様式 2 「避難所状況報告用紙」
- ・ 様式 3 「主食依頼票」
- ・ 様式 4 「物資依頼票」
- ・ 様式 5 「物資管理簿」
- ・ 様式 6 「ボランティア受付票」
- ・ 様式 7 「避難所運営委員会規約（案）」
- ・ 様式 8 「避難所運営委員会名簿」
- ・ 様式 9 「外泊届用紙」
- ・ 様式 10 「ペット登録台帳」
- ・ 様式 11 「郵便物等受取り帳」
- ・ 様式 12 「取材者用受付用紙」

■序章

1 避難場所・避難所の指定について

(1) 避難場所・避難所【本マニュアル】

市は、学校、公民館、体育館、公共グラウンド、都市公園等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上、避難場所又は避難所に指定する。

避難場所	津波、洪水等の災害の危険から命を守るために、緊急的に避難する場所（災害種別ごとに指定）
避難所	災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活するための施設（災害種別に限らず指定）

指定に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 地震・洪水・津波等、被害が想定される地域・範囲を十分に考慮し、災害種別に区分された避難場所の指定を行い、被害が想定される地域・範囲内の施設は原則として、指定しないこと
- ② 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること
- ③ 避難者や人口に見合った面積の確保に努めること
- ④ 指定避難所は、建築基準法に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること
- ⑤ 指定避難所は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること
- ⑥ 道路の寸断等により集落へのアクセスが困難となる可能性がある地域については、域外避難やアクセスルートの復旧までの間の避難所として、各地区の公民館を避難所として指定すること

(2) 福祉避難所【別途、福祉避難所マニュアルに従う】

市は、要配慮者の障がいの程度や、心身の健康状態等を考慮し、一般の避難所生活が困難と判断した場合には、必要性の高い者から優先的に移送する避難所として、福祉避難所を指定する。

(3) 広域避難場所

大規模災害が発生し、早急に避難行動をとる必要がある場合を想定し、一時避難のために、多くの住民が避難することができる大規模公園等を、広域避難場所として指定する。

(4) 津波避難ビル

避難を要する大規模な津波が発生した場合、できるだけ短時間で避難が可能となるように津波避難ビルを指定する。

ただし、津波避難ビルは、津波からの一時退避を行う施設であるため、長期間の生活が想定される避難所の役割を果たすことが難しいことに留意する必要がある。

2 避難所の開設体制等の整備について（高岡市地域防災計画※）

※震災・津波対策編 第1章 災害予防計画 第7節 避難所事前対策

第1 避難所の指定等 4 避難所の開設体制等の整備

地震発生時において、避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設し市民の安全を確保する。

- ア 夜間・休日でも直ちに施設を開錠できるようにできるだけ近隣住民に鍵の管理の委託に努める。
- イ 避難所運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- ウ 避難所開設の初動対応を予めマニュアル化しておくよう努める。
- エ 各小学校等には、住民が避難直後に必要とする物資を事前に配置するよう努める。
- オ 避難所の開設・運営について、自主防災組織、施設管理者等と事前に協議しておくよう努める。
- カ 災害時に迅速な対応が可能となるよう、避難者（住民）・避難所管理者・市（行政担当者）の参加による、実践的な避難所運営訓練を実施する。

■第1章【基本事項】

1 避難所の運営主体等

(1) 避難所の運営主体

避難所の運営については、避難者（住民）、施設管理者、市の三者が協力して行う。ただし、突発的かつ大規模な災害においては、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神による自主的な避難所運営を目指すものとし、行政及び施設管理者は後方支援に協力するものとする。

【避難所開設及び運営の役割】

	関係者	役割
避難者 (住民)	自主防災組織、避難者 防災士	・避難所の開設及び運営に当たり、中心的な役割を担い、自主防災組織、避難者及び防災士は運営の協力を行う。 ・拠点避難所となる小学校等において市職員が不在で緊急の場合、キーボックス等の鍵を使用して、速やかに開錠や施設内の安全確認を行い、避難者の屋内収容を行う。
施設管理者	学校長、施設 管理者	・施設利用者の安全確保のほか、避難所の設置、運営の協力を行う。
市	行政担当者 (避難所運営 要員)	・避難所の開設に当たり、自主防災組織及び避難者の支援を行うほか、避難所を拠点とする被災者支援対策を行う。 ・市災害対策本部との連携を行う。

(2) 避難所の目的と位置付け

本マニュアルにおける「避難所」は、災害時に市が被災者に安全・安心の場を提供することを目的とし、同時に避難者自らが互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向けての一步を踏み出す場として位置付ける。

(3) 避難所の機能

避難所が担うべき機能として、同所が避難者（住民）に提供する生活支援の主な内容について、次のとおり示す。

支援分野	支援項目	内容
安全・生活基 盤の提供	①安全の確保	生命・身体の安全確保
	②水・食料・物資の提供	水・食料・寝具等の提供
	③生活場所の提供	就寝・安息の場の提供 最低限の暑さ・寒さ対策、プライバシーの確保

保健・衛生の確保	④健康の確保	傷病を治療する救護機能 健康相談等の保健医療機能
	⑤衛生的環境の提供	トイレ・入浴・ごみ処理
情報支援	⑥生活支援情報の提供	営業店舗や開業医の情報
	⑦復旧支援情報の提供	生活再建・仮設住宅・復旧情報
コミュニティ支援	⑧コミュニティの維持・形成の支援	避難者同士の励まし合い・助け合い
		従前のコミュニティの維持

(4) 避難所の配慮事項

避難所において配慮すべき主な内容については、次のとおり。

- ・ 男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮する。
- ・ 避難所は、閉鎖空間で多くの人と接触する環境となるため、感染症対策を徹底する。

2 対象とする避難者及び避難所

(1) 対象とする避難者

① 災害救助法で対象とする者

(a) 災害によって現に被害を受けた者

- ・ 災害で住居を失った者
- ・ 現に被害を受けた宿泊者、通行人等

(b) 災害によって被害を受けるおそれがある者

- ・ 避難指示の対象となる者
- ・ 避難指示の対象ではないが、緊急に避難をする必要のある者

② 要配慮者

- ・ 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

③ 通勤者、旅行者等の帰宅困難者

- ・ 交通機関の被災により帰宅困難となった通勤通学者、観光・買い物客等

④ 在宅等の被災者

- ・ 食料の供給等の救援が必要な在宅及び車中泊の被災者

(2) 対象とする避難所

原則、市指定の拠点避難所及びその他の避難所（民間施設等の「協定締結避難所」を含む）を対象とする。

なお、民間施設等の「協定締結避難所」及び公民館等の「小規模避難所」は、避難所の利用空間、運営形態、運営上使用する各種様式等、本マニュアルの必要部分を参考にしながら、臨機応変な対応に努めるものとする。

(3) 福祉避難室の設置

要配慮者に対しては、拠点避難所となる小学校等に、一般避難者とは別の場所に「福祉避難室」を設置することで対応する。

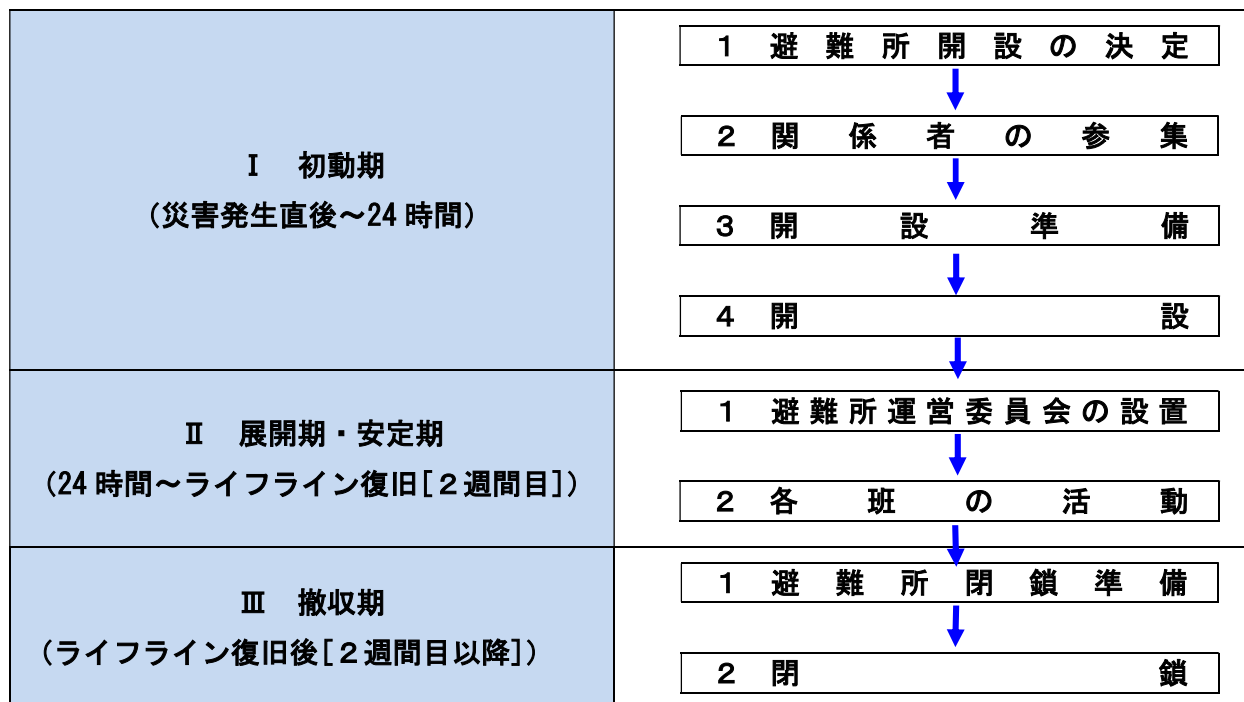
また、福祉避難室でも対応が困難な要配慮者に対しては、現況において入所が可能な「福祉避難所（老人福祉施設等）」へと移送する。

3 避難所運営の流れ

避難所においては、災害発生直後から避難生活が長期化した場合に至るまで、時間の経過とともに対応すべき課題が変化することから、各段階に分けてそれぞれに応じた対策を次のとおり整理する。

（ 開設から閉鎖までの流れ ）

避難所開設から閉鎖までの運用の流れは下表のとおり。



(1) 初動期【発災直後～24 時間】

突発的かつ大規模な災害の場合、さらに休日の夜間や早朝等の場合は、行政担当者や施設管理者による避難所の開錠・開設が間に合わず、地域住民が最も初期に避難所に到着することが想定される。この場合、避難してきた住民は、初期の避難者の中から自主防災組織や自治会の会長等、代表を選んで応急的に避難所の開設と運営を行う組織を作る。この組織のもと、行政担当者や施設管理者の不在の場合でも、無秩序な施設への侵入を防ぎ、避難所の安全確認後に、避難者の施設内への誘導を行うものとする。

なお、突発的な災害の場合は、行政担当者や施設管理者による避難所の開錠・開設が間に合わない場合も想定されることから、地元の自主防災組織や自治会を中心とした複数の地域住民が責任を持って、避難所の出入り口の鍵を保管することが望ましい。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ避難所の管理者と緊急時における連絡先及び避難者への迅速な使用方法について取り決めておく必要がある。

(2) 展開期～安定期【24 時間～2 週間】

避難者が主体となって本格的な避難所運営組織（避難所運営委員会）を立ち上げる。

さらに、到着した行政や施設の担当者の協力のもと、市災害対策本部に避難所の状況を報告し、必要な資機材等を要請する。大規模な災害で避難生活が長期化した場合、避難者のみならず地域住民やボランティアなどとの連携も重要になる。

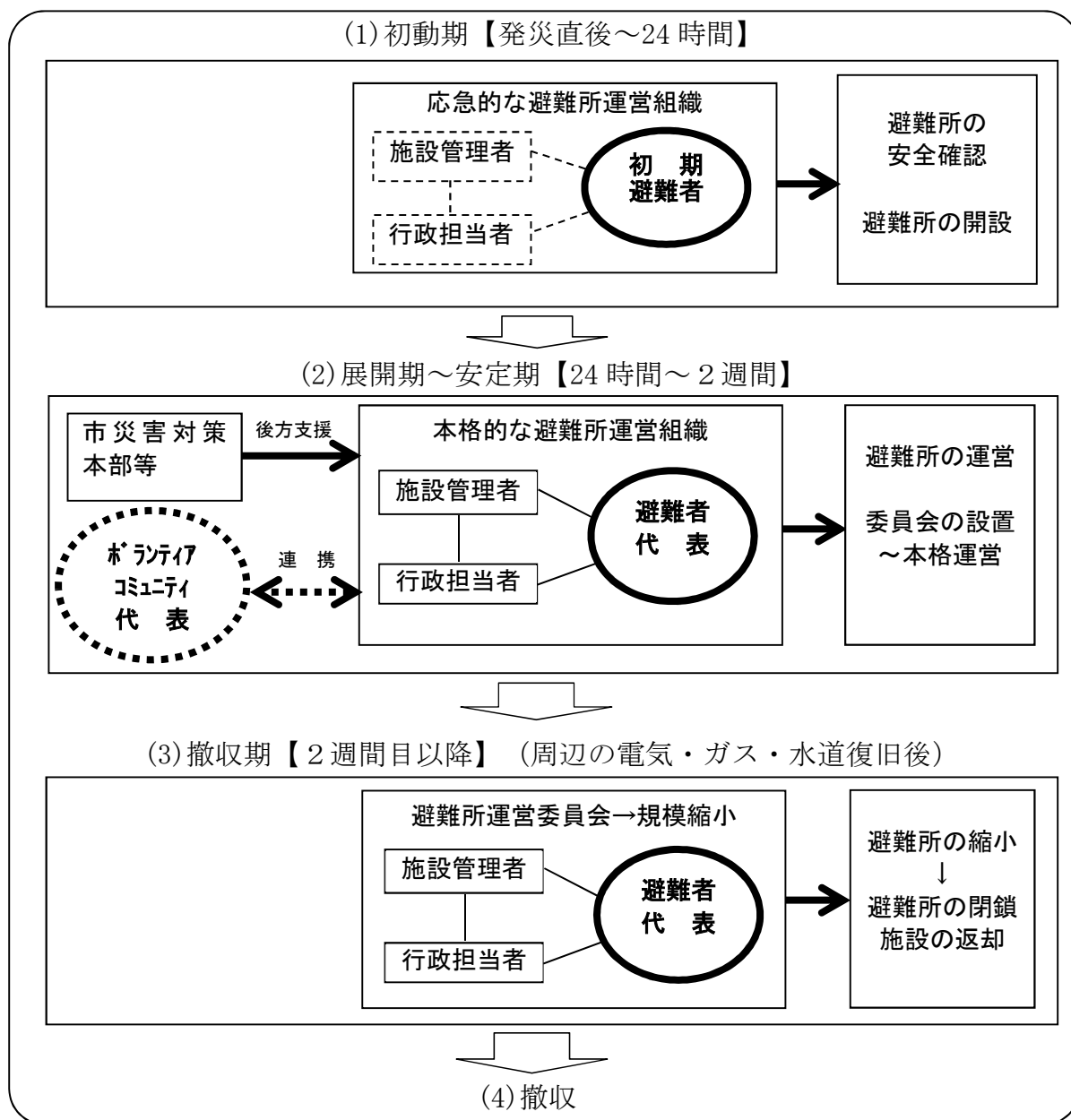
(3) 撤収期【2週間目以降】

ライフラインが回復し、仮設住宅等への入居が開始される時期になると避難所は撤収に向けた準備に入る。この時期には、退所する避難者の数も増え、運営組織も縮小傾向に向かう。一方で、避難所には自立困難な避難者が次第に目立ってくる時期でもあり、運営組織リーダーは地域の世話役として最後まで適切な対処に努めることが望まれる。

(4) 撤収

避難所の後片付け・清掃を行い、避難所を撤収する。

※避難所運営フロー



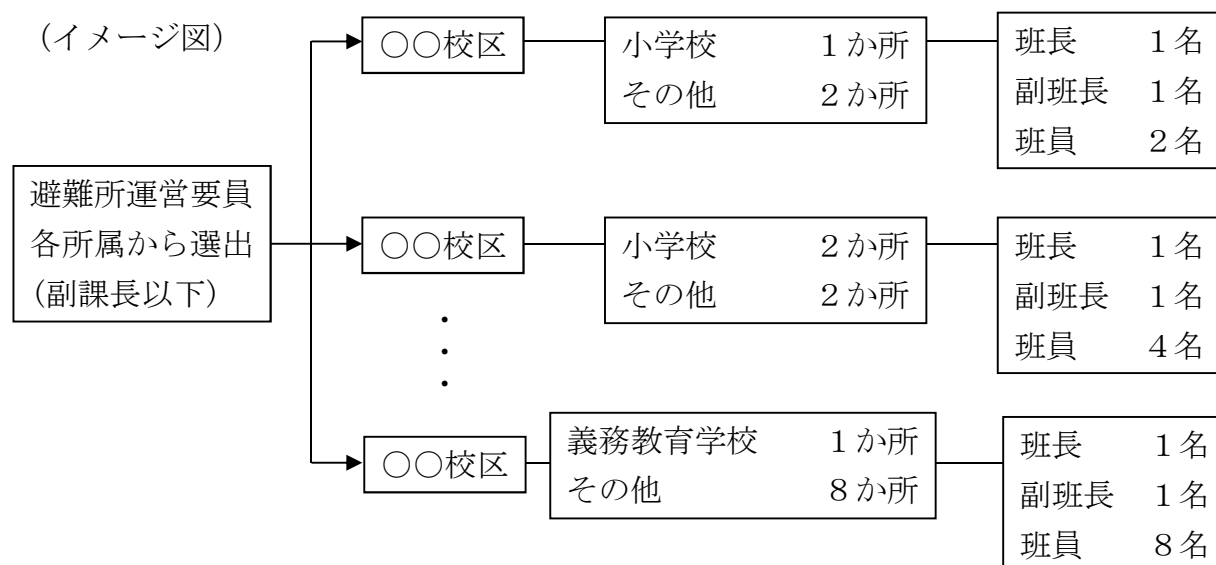
4 運営体制の考え方

現在、避難所は約 160 か所を指定している。

避難所運営要員（行政担当者）として、小学校等の各地区の拠点避難所には 2 名／施設、その他の避難所には 1 名／施設を配置する。

なお、避難所運営職員は、避難所の近隣に在住する職員で、災害対策本部事務局及び応急措置対応の部署以外、かつ副課長以下の職員を配置する。なお、大規模災害時に、避難所運営の従事が長時間とならないよう、あらかじめ第一要員から第三要員までを指名する。

また、各校区には班長（原則、市内在住職員から選出）、副班長（同左）を指名することとする。班長は、校区内の情報収集を行い、被害や避難者の状況に応じて、校区内で臨機応変に職員の配置を行い、副班長は、班長を補佐し、不在時には班長を代理する。



※なお、この体制は、市からの応援職員やボランティアなどの支援により、避難所の運営が安定するまでの概ね 1 週間を目途とする。

5 要配慮者への配慮

(1) 基本的な考え方

避難者の中で、特に要配慮者については、心身の状態によって避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいことから、十分な配慮のもと、きめ細かな対応が必要となる。

(2) 主な配慮項目

- ・ 家族や支援者と連携し、要配慮者が避難所で必要なサービスを把握する。
- ・ 相談窓口の早期設置と専門の知識等を有する者の配置に努める。
- ・ 施設のユニバーサルデザインへの配慮に努める。
- ・ 障がいの状況や心身の健康状態に応じ、福祉施設等への一時入所や福祉避難所への収容を検討する。
- ・ 適切に対応できる人材・用具・医薬品等を確保の上、支給・貸与に努める。
- ・ 要配慮者に応じた食料の提供に配慮する。
- ・ 要配慮者の特性に応じた情報伝達の方法を工夫する。
- ・ ボランティアの協力を得ながら対応するよう努める。
- ・ 障がいなどに応じた対応に努める。

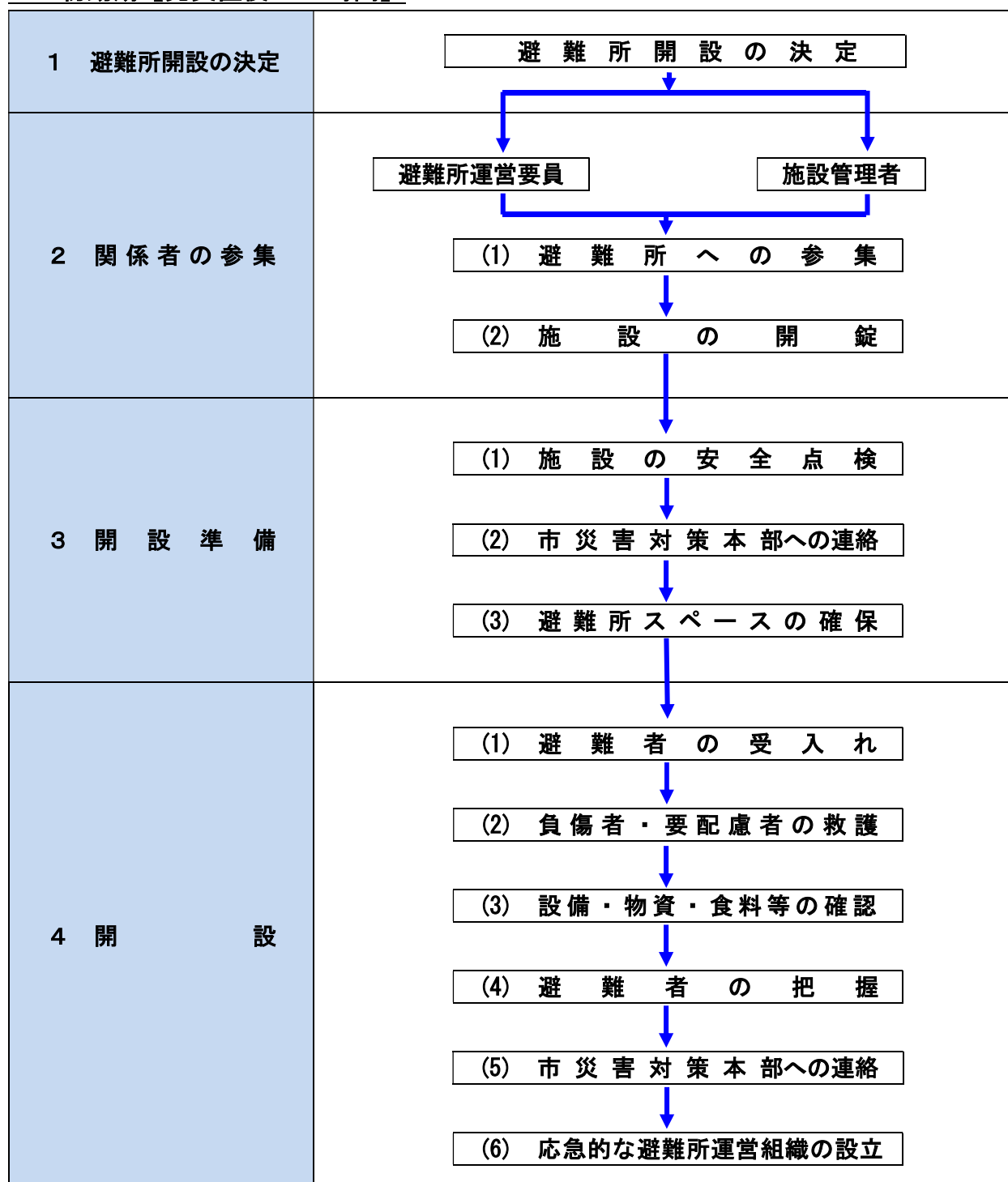
区分	主な配慮項目
高齢者	・ 出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮する。なお、人の出入りや外気の流入等の条件も考慮しながら、それらの影響が少ない場所の確保にも配慮する。 ・ 自力で移動が困難な方に対しては、杖や車いすの貸与について配慮する。 ・ 居室内の温度の変化の小さな場所を確保するとともに、温度調整を適切に実施する。 ・ 徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう依頼する。 ・ 体育館等床面が滑りやすい施設の場合は、マットやシート等を敷くなど、転倒を防止するよう配慮する。
肢体不自由者	・ 出来るだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮する。 ・ 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、出来るだけトイレに近い場所の確保に努める。 ・ 車いすなどの補装具や日常生活用具は、破損・紛失等の状況に応じて修理・支給に努める。

視覚障がい者	・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮する。 ・構内放送や拡声器等により音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報提供に努める。 ・点訳ボランティア・音訳ボランティアの配置や点字器、点字タイプライターの設置に努める。 ・仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに移動できる場所に設置するか、順路にロープを張るなど、移動が楽に行えるよう配慮する。
聴覚障がい者 ・言語障がい者	・聴覚障がい者には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビなどを活用するほか、音声による連絡は必ず文字で掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。 ・また、出来るだけ分かりやすい言葉を使用し、漢字にはルビをふるなどの配慮も必要である。
盲ろう者	・障がいが重い場合、自宅以外の場所では周りの状況が分からないため、全面的に介助が必要となることから、必要に応じて介助者・通訳者の配置に努める。 ・単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮することが必要である。
身体障がい者 補助犬使用者	・周囲の理解も得ながら補助犬と出来るだけ同じ場所で生活できるよう配慮することが必要である。
内部障がい	・常時使用することが必要な医療器具（酸素ボンベ等）や医薬品を調達する。 ・医療機関の協力を得ながら巡回診療を実施する。 ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（畜便袋、糞尿袋）を調達する。また、避難所でストマ用装具の交換場所の確保に努める。
知的障がい者	・災害時の救出の際に、戸惑いや不安等により、思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。 ・周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因となったり、環境の変化のため精神が不安定になることが考えられるので、間仕切りをしたり個室を用意するなどの配慮が必要となる場合がある。また、出来る限り顔を知っている人等にそばにいてもらうようにする。
精神障がい者	・災害時のショックやストレスは、症状悪化や再発リスクを高める可能性があることから、これらを可能な限り防止するとともに

	に、入院の緊急性の高い患者への適切な対応や外来診療、往診訪問援助等も必要である。 ・多くは服薬によって安定するが、病気のため生活や対人関係などに支障をきたすことも多いため、避難所での集団生活において配慮が必要である。 ・心的外傷後ストレス障がい等に対する長期的な心のケア対策が必要である。 ・精神障がい者の状態の早期安定を図るためには、地域のボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、被災前の社会復帰活動でなじんでいた人間関係をいかに早く回復させるかということが重要となる。
難病患者・人工透析患者等	・避難誘導や避難所への収容後の対応等について、県や患者団体等と事前に十分協議をしておく必要がある。 ・難病患者については、疾患に応じた医薬品の確保、配布等の医療の確保が早急に必要である。 ・人工透析患者については、早急に透析医療の確保（確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内）が必要である。 ・人工呼吸器装着者については、電力の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要となる。 ・在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者に対して、早急に医療の確保が必要となる。
発達障がい児・者	・コミュニケーションが不得意な人が多く、初めて体験することへの戸惑いが大きいことから、指示は紙に書いたり、簡潔な言葉を使うなどの配慮が必要である。 ・不安が強くなるとパニック状態になることもあるため、本人をよく知る人を見つけて配慮の方法を確認する。 ・音や光、食べ物のにおいなどに敏感で刺激に耐えられないこともあるため、音を遮断するヘッドフォンやサングラス、マスクを使用できるようにする。
医療的ケアを必要とする人	・環境変化による発熱、呼吸状態の悪化等、体調変化を起こしやすいことから、医療機器（人工呼吸器、吸引器等）の電源の確保、チューブなどを用いて栄養を補給する場合の液体状の栄養剤の確保が必要となる。 ・必要に応じて医療機関への入院や施設等への短期入所を活用する。 ・人工呼吸器装着者については、電力の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要となる。

■第2章【業務内容】

1 初動期【発災直後～24時間】



(1) 避難所の開錠

- ①平日・日中の発災の場合又は台風や大雨等で避難所開設の必要が予測された場合
⇒直ちに行政担当者、施設管理者が避難所開設にあたる。
- ②早朝、夜間、休日の発災の場合又は地震や津波等大規模で突発的な災害の場合
⇒初期の避難者の中から自主防災組織・自治会役員等が避難所開設にあたる。

(2) 応急的な避難所運営組織の設置

避難所運営組織が設置されるまでの間、避難者を取りまとめて混乱なく避難所を開設するために自主防災組織・自治会役員等による応急的な組織を立ち上げる。

- ・避難所の施設内に立ち入る前に、避難者の混乱を避けるため、避難所を応急的に準備する組織が必要である。
- ・避難者が数十人集まってきたら、応急的な組織づくりを始める。
- ・リーダー（自主防災組織役員・自治会役員等）1名と、補佐役複数名を選出する。
- ・リーダーは、避難者の中から（各任務について二人一組以上）協力者を選出する。

(3) 避難所等の安全確認

避難者の安全を確保するため、以下の状況を確認した上、避難所を開設する。

① 避難所の被害状況と危険度の確認

施設の被害状況から安全性を応急的に判断する。その後もできるだけ早い時期に応急危険度判定士を要請し、避難施設の安全性を確認する。

② 避難所周辺の危険度の確認

火災や津波、河川氾濫、土砂災害等による二次災害の危険がないことを確認する。

(4) 避難所の開設準備

避難所の運営準備は、応急的な避難所運営組織のリーダーのもと、避難者がお互い協力し合って以下の仕事を行う。

① 施設の安全点検

施設の安全点検は、以下の方法により行うものとする。

- ・点検に当たっては、二人一組体制で互いの安全を確認しながら行う。
- ・避難所として使える場所を決定する。
- ・避難者の中から建築士等の資格を持っている者を募る。
- ・資格を持っている者がいない場合は、施設管理者や避難者が目視で点検する。
- ・危険箇所が発見された場合は、立ち入り禁止とする。

② 避難スペースの確保

- ・安全点検が済んだ場所から、避難者の居住スペースを決めていく。
- ・居住スペースは、屋内（教室→講堂・ホール→体育館）で、施設管理者の協力のもと、空調設備の整った部屋を、できれば町内単位でまとまって避難できるよう決めていく。
- ・避難所の管理や運営に必要な場所を決めていく。
- ・避難所の管理に必要な場所（校長室、職員室、事務室、会議室、保健室、医務室、給食室、調理室、放送室、視聴覚室、物資保管庫等）は居住スペースとしない。
- ・共用部分（玄関、廊下、階段、トイレ、水場周辺等）は避難者の占有を避ける。

- ・理科室等危険な薬品のある部屋を立ち入り禁止とする。
- ・ペット連れの被災者がいる場合、屋外に雨風があたらないよう飼育場所を設けるなど状況に応じて必要なスペースを設ける。（身体障がい者補助犬を除く。）
- ・避難所として利用する場所は、利用目的やその範囲等を張り紙等で誰にでも分かるように明示する。

※参考：避難者一人当たりの必要最低面積

時期	最低面積	最低面積が必要な理由
災害直後	1 m ² /人	被災直後、座った状態での1人あたりの必要面積
1晩目以降	2 m ² /人	1人あたりの就寝可能な面積
展開期以降	3 m ² /人	避難生活が長期化し、荷物置き場を含めた場合の必要面積

注意事項：

- ・避難者収容スペースに余裕がある場合は、上の限りではない。
- ・荷物置き場を広くし過ぎると、避難者の持ち込む荷物の量が増え、避難所内の居住スペースの定期移動等の際に避難者の理解を得られにくくなる。

③避難者グループの編成

- ・地縁、血縁等、できるだけ顔見知り同士で、避難者グループを編成する。
- ・避難者グループ編成に当たっては、おおむね自治会単位（自治会等に属さない住民や学生に配慮する）で編成する。（事前に自主防災組織や自治会等でグループ編成を検討しておくことが望ましい。）
- ・1つの避難者グループは、居住スペースの部屋単位として、概ね最大40人程度を目安に編成する。
- ・避難者グループの代表として班長1名を選出する。
- ・旅行者、通勤・通学者等の帰宅困難者は、長期滞在とならないため地域住民と分けてグループを編成する。
- ・様式1「避難者名簿」を作成する。名簿は、世帯単位で記入し、避難者グループの班長がとりまとめて避難所運営組織のリーダーに提出する。
- ・初動期は、安否確認を優先するため、入所年月日・氏名・年齢・住所・自治会名等、必要最低限の情報のみを迅速に記入する。

④負傷者・要配慮者の救護

- ・避難行動要支援者名簿の活用や口頭確認等により、緊急の救護を要する避難者の支援内容を確認する。
- ・避難者の中から医師や看護師を募り、協力を要請する。
- ・医師や看護師がいない場合は、市災害対策本部や医療拠点施設への伝令や連絡により医療機関への搬送等を手配する。
- ・要配慮者は、家族と一緒に優先して室内に避難できるよう配慮する。

(5) 避難所の運営

避難所運営に当たって、避難所運営組織リーダーは、避難者の協力を得ながら次の順に業務を行う。

① 避難者受け入れ

- ・施設の広く、空調設備の整ったスペースから避難者を誘導し、収容する。
- ・要配慮者に対しては、家族単位で優先して空調のある部屋へ収容し、それぞれの特性に応じた配慮を行う。
- ・避難者を登録する受付を設置し、世帯ごとに様式1「避難者名簿」を1枚配布する。
- ・避難所の各種サービスは、避難者数を基礎とするので、名簿への記入は、必ず周知し、避難者全員に協力を求める。
- ・犬、猫等動物類を室内に入れることは禁止する。（身体障がい者補助犬を除く。）万が一のトラブルや、アレルギー体質の方への配慮の必要性等を説明し、様式10「ペット登録台帳」に記入した上、屋外の雨風があたらない所定のペット飼育場所を伝える。

② 設備・物資・食料の確認

- ・放送室、放送設備の点検（使用不可の場合はメガホン、拡声器等）、通信機器、事務機器の利用の可否等、避難所運営に必要な設備を確認する。
- ・配布に備え避難者名簿から必要数を把握し、備蓄品（食料、物資）の確認をする。
- ・必要な設備・備蓄品の不足量を把握し、市災害対策本部への報告時に要請する準備をする。

③ 市災害対策本部（避難所運営班）への連絡

- ・連絡は、原則として行政担当者が行い、不在の場合は避難所運営組織のリーダーが行う。
- ・参集直後（第1報）、その後は、市災害対策本部から指示があった正時（〇時00分）に報告する。なお、避難所運営組織のリーダーが行う場合も、初回報告時期を可能な限り早く決め、同様報告する。
- ・第1報は、周辺状況はその時点で分かる範囲とし、市災害対策本部からの連絡のための通信手段を必ず報告する。避難世帯数は、「避難者名簿」が世帯単位となっているため、避難者名簿の枚数と同様として扱うこともできる。
- ・第2報以降は、避難者の増減や受入れ能力を超えているかに着目した報告とする。
- ・第2報以降は、様式2「避難所状況報告用紙」を用いて報告する。
- ・避難所閉鎖の場合は、閉鎖時刻を報告する。
- ・食料、物資の不足の要請は、様式3「主食依頼票」、様式4「物資依頼票」により報告する。

④広報

避難所からの広報は、避難所の存在を地域に周知すると同時に、在宅の避難者に対しても避難所を中心とした支援サービスが開始されることを呼びかける手段となる。広報は以下の手順で実施する。

- ・ 避難所を開設したことを避難者や避難所の周辺に広報する。
（受付までの道順等も張り紙や看板等で示す）
- ・ 広報には、施設の屋外スピーカーなどの放送設備を利用する。

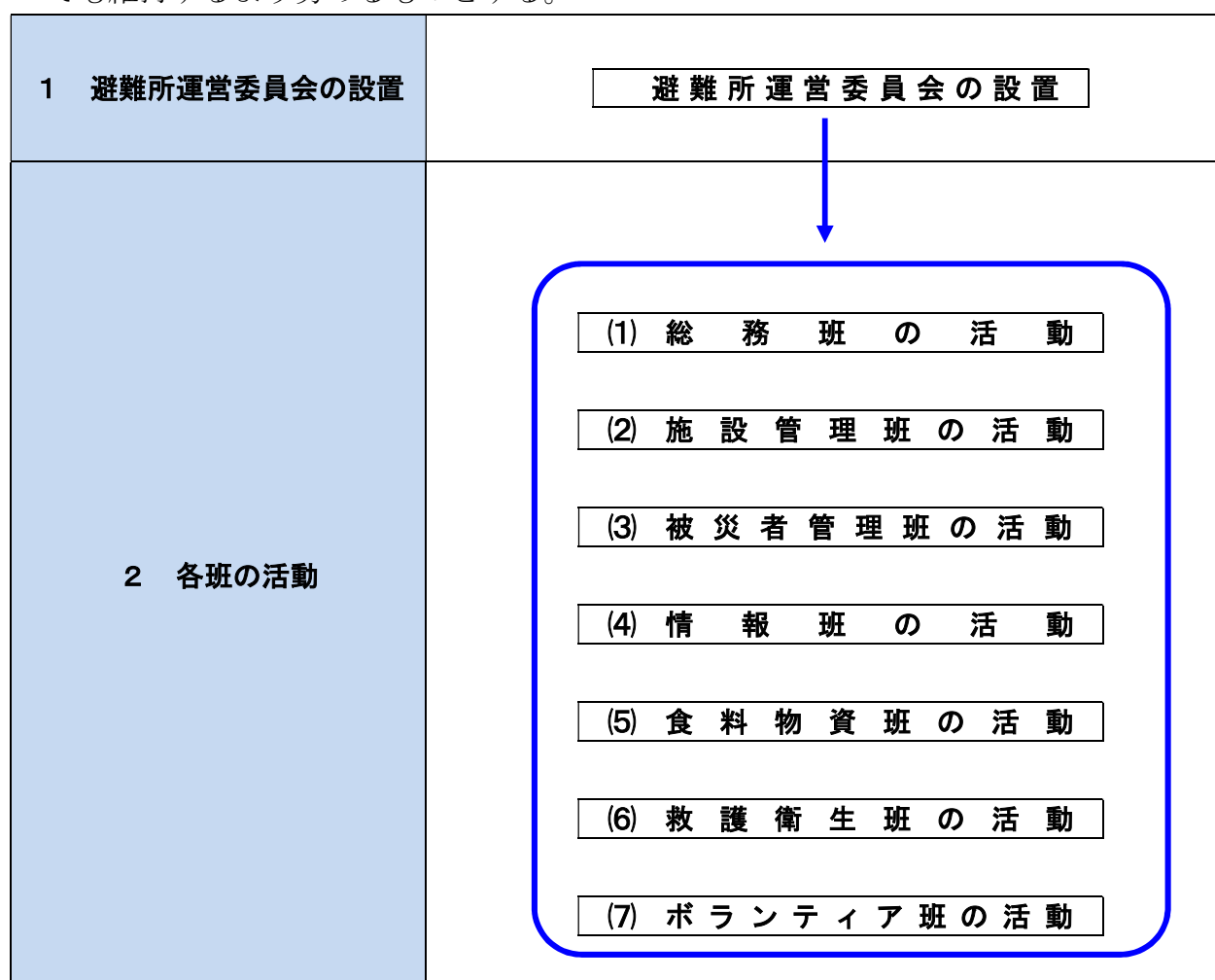
また、避難所における個別のプレス対応は、原則として控えるものとし、市災害対策本部（広報班）が一括して行うものとする。

2 展開期～安定期【24時間～2週間】

展開期～安定期は、避難者が避難所のルールに従って一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織（避難所運営委員会）を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行う期間である。

この期間における避難所運営は、避難者の共助・協働の精神と自力再建の原則に基づき、避難者（住民）を主体とする避難所運営委員会が担うものとする。

避難所運営委員会には、具体的な業務を行うための各運営班を置くものとする。この体制は、撤収期までに避難所の規模縮小又は統廃合によって、人員規模に変更はあっても維持するよう努めるものとする。



(1) 避難所運営委員会の業務

① 委員会の設置等

(a) 委員会の設置

- ・落ち着いてきたら応急的な避難所運営組織の関係者（自主防災組織・自治会の会長等、行政担当者、施設管理者）は、なるべく早期に本格的な避難所運営組織として「避難所運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(b) 委員会の構成員

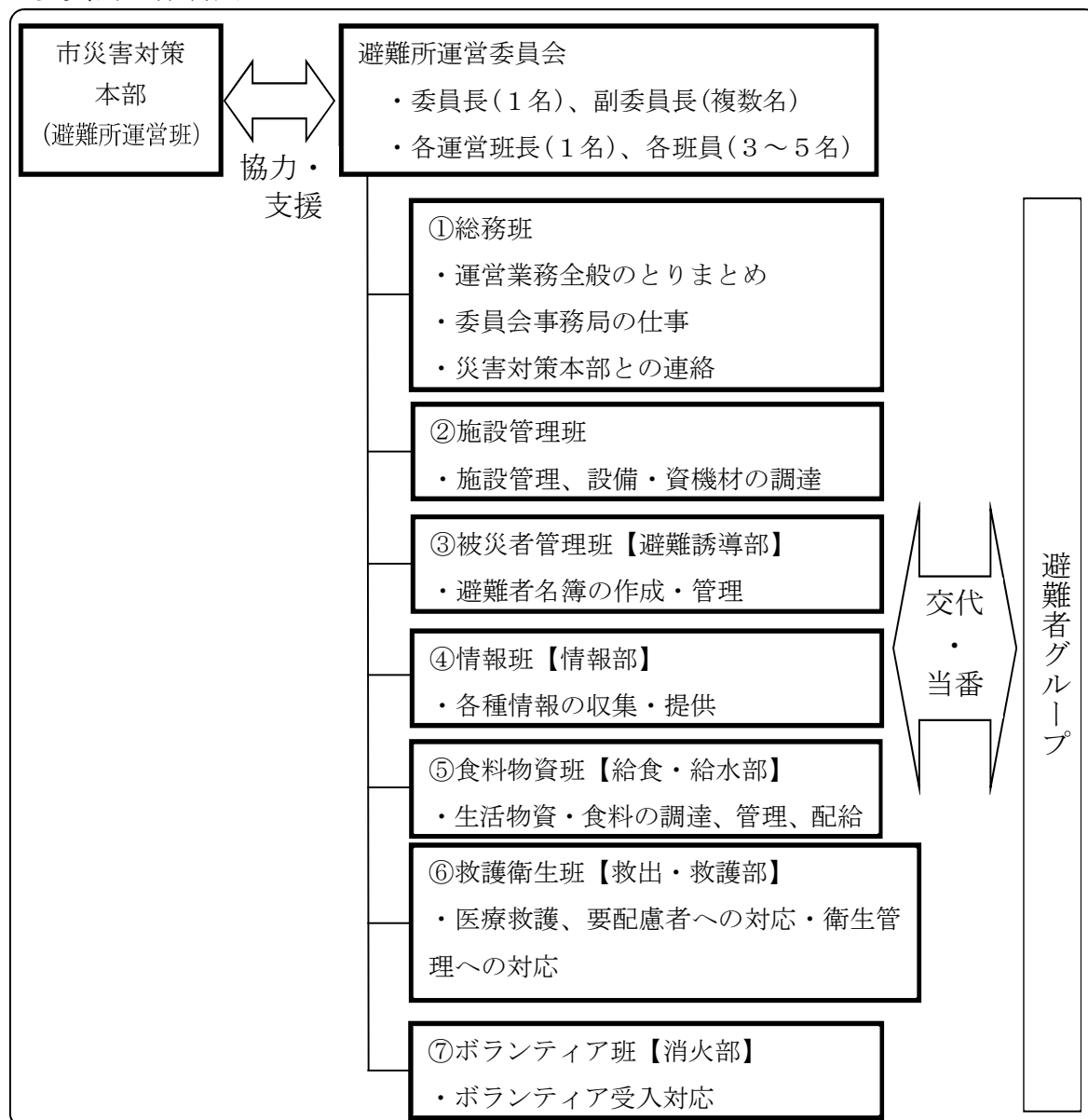
- ・ 応急的な避難所運営組織の関係者と避難者グループの代表者が話し合っ
て、以下の担当者を選出する。

委員長（１名）、副委員長（複数名）、各運営班長（１名）、各運営班員（３～５名）

(c) 委員会設置に当たっての留意点

- ・ 委員長・副委員長は、自主防災組織や自治会の役員等が避難者の信頼感があり適任である。
- ・ 各運営班長や班員は、避難者グループから選出された代表者で編成する。
- ・ 代表者は男女のニーズの違いなどに配慮するため、男女双方のバランスのとれた編成とする。
- ・ 個人への負担が大きくなるよう留意する。
- ・ 事前に自主防災組織等で避難所運営に協力する体制が検討されていた場合には、委員会の構成員として在宅の地域住民が参加する場合もある。
- ・ 行政担当者は、主として総務班をサポートしつつ、避難所運営全体の支援を行う。
- ・ 施設管理者は、主として施設管理班をサポートしつつ、避難所全体の施設管理にアドバイスする。
- ・ ボランティアについては原則として、委員会の構成員とはしない。

※委員会の体制図



注) 【 】は、自主防災組織の各部名称であり、避難所運営委員会の各班にあてはめたもの

②委員会の運営

委員会は、具体的な業務を実施する各運営班が設置されたら、マニュアルに記載される各運営班が担当する業務（資料1「各運営班業務細則」参照）を依頼し、概ね以下の順で避難所運営の本格的な業務を開始する。

(a) 施設の安全確保

- ・施設の安全確認のため、応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請する。
- ・避難所周辺の状況を調査し、二次災害等の危険がある場合は、避難者の移動を検討する。

(b) 避難所間での避難者の割り振りの対応

- ・ 避難所の安全性について問題がある場合、他の避難所への避難者の移動、振り分けを災害対策本部に要請する。
- ・ 収容スペースに余裕がある場合、追加受入可能な避難者数を災害対策本部へ連絡する。

(c) 会議の開催

- ・ 会議の議長は委員長が務め、委員会の事務局は総務班が担当する。
- ・ 定例会議を毎朝 1 回開催する。（必要があれば夜にも開催）
- ・ 委員会は、必要な設備・物資・食料等を災害対策本部へ要請するため、各運営班から状況報告と要望を受ける。
- ・ 第 1 回会議は、各運営班の業務内容を確認し、速やかな業務実施を各運営班長に依頼するとともに、各運営班に避難者支援サービス窓口の設置を依頼する。

(d) 避難者支援サービス窓口の設置

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| ・ 避難所受付（被災者管理班） | ： 避難者の登録、出入り管理 |
| ・ 物資配布窓口（食料物資班） | ： 物資の配布 |
| ・ 食料配布窓口（食料物資班） | ： 食料、水の配布 |
| ・ 広報窓口（情報班） | ： 電話呼び出し対応、施設内の
広報への問い合わせ対応 |
| ・ ボランティア受付窓口（ボランティア班） | ： ボランティア受付 |
| ・ 要配慮者支援窓口（救護衛生班） | ： 個別ニーズへの対応 |

(e) 災害対策本部への定時報告

- ・ 委員会は、災害対策本部が避難所の状況を確認できるように、毎朝定時に所定の用紙（様式 2「避難所状況報告用紙」）を用いて報告する。

(f) 避難所内での移動の実施

- ・ 避難者のプライバシー確保や避難者の減少等により、避難所では必要に応じて避難者の居住場所を移動する。

(2) 各運営班の業務内容

①総務班

(a) 委員会の事務局業務

- ・ 委員会の事務局として、定例会議の開催連絡、協議事項の整理及び資料作成等を行う。
- ・ 定例会議等の開催に当たり、各運営班と協議し、災害対策本部への連絡事項を整理する。
- ・ 委員会として、災害対策本部へ定時連絡をする。

(b) 避難所生活ルールの作成と風紀・防犯対策

- ・避難所を皆が快適に利用できるように、避難所生活ルールを作成し、周知する。
- ・風紀・防犯対策についても徹底する。

※不特定多数の人が混乱状態の被災地に一度に入り込むため、犯罪の発生しやすい環境になっている。ボランティアのふりをして避難所に入り、窃盗をしていたという例もある。不慣れな避難所生活で心身ともに負担が大きいが、避難者が一致団結して意識的に犯罪被害から身を守ることが大切である。

※夜間巡回等で犯罪者を避難所から遠ざけることが肝要である。

※不審があった場合には、直ちに災害対策本部や警察に相談する。

(c) 取材への対応

- ・マスコミからの取材に対応するため、行政担当者、施設管理者と協議し、必要な資料作成をする。
- ・取材受付には、様式 12「取材者用受付用紙」を活用する。

※避難者のプライバシーに十分注意しつつ、取材を受け付ける。

※原則として、事前協議の上、委員会の担当者が立ち会いのもとで取材を受ける。

②施設管理班

(a) 危険箇所への対応

- ・施設管理者の協力を得つつ、ガラスの破損や壁の剥落等、避難所として利用するに当たって危険となる箇所の調査や、修理・補修等の対策を進める。
- ・総務班と協議し、応急危険度判定士を要請する。

(b) 施設利用スペースの確保

- ・避難所運営上必要となるスペースを確保する。
- ・既に避難者が占有している場合には、事情を説明して移動してもらう。
- ・施設管理者のアドバイスのもと、仮設トイレの設置場所や物資・食料の保管場所、トラックなどの駐停車場所、荷下ろし場所等、様々な避難所利用の場所選定と利用計画を作成する。

※遺体を安置するスペースを事前に検討しておくことが望ましい。

※職員室は、学校教育の早期再開の観点から利用できない場合もある。

【避難所のスペース分類例】

活動の種類	部屋
避難者の生活スペース	教室、体育館等
避難所の運営・管理のためのスペース	職員室、事務室
医療活動やカウンセリングのためのスペース	保健室

通信や情報連絡のためのスペース	コンピュータ室
炊き出しや調理のためのスペース	屋外又は給食室
遺体安置のためのスペース	特別室
病人、高齢者等のための一時的なスペース	和室

(c) 設備の確保

- ・ 備蓄資機材・設備を確認し、即利用できるように施設に配置する。
- ・ 避難者の混乱を避けるため、組立式の仮設トイレの設置や、特に夜間や停電が予測される場合等は、自家発電機、照明器具等の設置を優先的に取りかかる。
- ・ 避難所運営に必要な設備や資機材を調査し、各運営班とも協議しながら要望を整理し、その調達を総務班に要請する。
- ・ 特に優先事項として救護衛生班と協議し、仮設トイレ等の確保を図る。
(目標 1 基/80 人：高岡市災害時廃棄物処理計画に準ずる。)
- ・ 季節によっては、暑さ寒さ対策のために冷暖房器具の調達を検討する。
- ・ 季節によっては、食料の保管について冷蔵設備や、暖かい食事を用意するための調理設備等の調達を検討する。
- ・ 要配慮者に必要な設備・資機材の調達を検討する。
- ・ 避難者のプライバシー確保のため、間仕切りや衝立等の資材調達を検討する。

(d) 防火対策

- ・ 施設全体の防火対策を行う。
- ・ 防火対策上必要な設備等について、設置場所や使用方法を確認しておく。
- ・ 焚き火や指定場所以外の喫煙の禁止等、防火ルールを作成する。

(e) 生活水の確保

- ・ 避難所では飲料水の確保が優先されるが、次にトイレ、手洗い、洗顔、洗髪、洗濯等の生活水の確保に努める。衛生的な水を早期に確保できるよう井戸、貯水槽等の整備に努めることが望ましい。
- ・ 生活水の保管や利用方法については、下表を参考に検討する。

【用途別の生活水の使い方の例】

用途 水の種類	飲料用、 調理用	手洗い、洗顔、 歯磨き、 食器洗い用	風呂用、 洗濯用	トイレ用
飲料水	◎	○	—	—
給水車の水	△	◎	○	○
濾過水	△	◎	○	○
プール、河川水	×	×	×	◎

(凡例) ◎:最適な使用方法、○:使用可、△:やむを得ない場合のみ使用可、×使用不可

③被災者管理班

(a)避難者名簿の作成・管理

- ・避難所受付窓口を設置し、様式1「避難者名簿」への記入による避難者の登録（入所）、登録解除（退所）の手続きに対応する。
- ・避難者の登録や登録解除は、在宅の被災者にも対応する。
- ・避難者名簿を作成し、毎日登録された避難者数を確認し、定例会議に報告する。
- ・避難者名簿と避難行動要支援者名簿を照合し、必要な支援等を救護衛生班に伝達する。

※災害対策本部の支援サービスは、登録された避難者数をもとに提供される点を避難世帯全てに周知し、避難者名簿への記入を徹底する。

※避難者名簿は、世帯単位で避難者自身が記入し、提出してもらう。

※受付窓口で対応できない場合は、避難者グループの代表に協力を依頼し、避難者名簿への登録を徹底する。

※避難者名簿は、在宅の被災者の場合も受け付ける。その場合、支援区分の「在宅でサービスを利用」の項目に記入してもらい、支援がなくなった場合は、受付に届け出てもらうよう依頼する。

(b)問い合わせや避難者の呼び出し、郵便物等への対応

- ・電話等による、「安否確認」・「所在確認のための問い合わせ」・「避難者の呼び出し」に対応する。
- ・避難者を呼び出すために放送設備を使う場合は、他の避難者への迷惑も考えて最小限に留め、時間を定めて行う等の工夫をする。

※安否確認の問い合わせは、外部の人にとって縁者の情報を確保する大切な手段。

※プライバシーの観点から、呼び出しや問い合わせに対し、あらかじめ要望事項がある避難者もいるので、外部からの問い合わせに対しては、個人情報を取扱うという立場を踏まえて対応する。

※問い合わせが殺到した場合又は呼び出しても連絡がとれない場合もあるので、問い合わせ相手に理解してもらうことも必要。

④情報班

- ・避難所周辺の復旧状況を調査し、被災者に役立つ情報を掲示板等で定期的に広報する。
- ・定例会議の際に、各運営班から広報事項の要望を受け、掲示板や張り紙、連絡用紙等、適切な広報手段を選び広報する。
- ・災害対策本部から発表される被災者支援サービスを整理し、適切な広報手段を選び広報する。

※情報サービスは、避難者の生活再建に大変重要な役割を果たす。
※避難所での広報は、在宅被災者にとっても重要な情報源となる。
※市からの復旧支援等の情報は、地域の被災者全体の情報源となる。
※毎日の街の復旧状況等の情報は、被災者にとって精神的な大きな支えとなる。
※口コミによる情報は、情報班の担当者が実際に確認したものだけを広報する。
※情報班は、市役所・支所等に定期的に通い、必要な情報収集に努める。
※避難者は、行政からの情報提供を待つばかりでなく、自力での生活再建を図るため、自ら積極的に情報収集に努める。

⑤食料物資班

(a)物資・食料の調達

- ・備蓄物資、食料を確認の上で、必要な物資、食料は災害対策本部に要請する。
- ・要請に当たり、被災者管理班と協力して毎日の避難者数を把握し、その日必要な物資・食料を算定する。また、在宅の避難者に配布する分も合わせて要請する。
- ・行政からの調達が困難な場合は、避難者の持ち寄った物資や食料の供出を依頼することも検討する。場合によっては、避難所周辺の住民に協力を呼びかける。
- ・避難所周辺の商店等から必要な物資等の調達も検討する。
- ・状況が落ち着いてきた場合は、避難者グループの代表の協力を得つつ、避難者から必要な物資・食料の要望を集める体制をつくる。

※大きな災害の場合、行政からの物資や食料の配給は、災害救助法に基づいて行われる。食料物資班は、なるべく早い時期に、同法に基づき市で決められた配給の期間やその内容について、総務班を通じ災害対策本部から説明を受けるなどして把握しておく。

※物資・食料を要請する際は、避難所から災害対策本部への定時連絡の際にまとめて要請できる体制を作る。

※物資の受入れに伴う作業や物資の保管・管理は、避難所にとってかなりの負担となる。要請に当たっては、余剰物資が発生しないように留意する。

(b)物資・食料の受入れ

- ・施設管理班と協力し、物資・食料等の受入れのための荷下ろし場所、保管場所等を用意する。
- ・避難者グループの代表やボランティア班と協力し、物資受入れ要員を確保する。
- ・物資の受入れの際には、様式5「物資管理簿」に物資や数量等を記入し、在庫管理を行う。

- ・災害対策本部から物資が届いたら、総務班を通じて物資受領の連絡をする。

※物資や食料の受入れには、ある程度の広さをもった専用スペースが必要。そのスペースで物資の種類を分別し、数量を把握してから倉庫等に搬入する。

注)大型トラックが乗り入れ（駐停車）できる場所

物資・食料を荷下しできる場所

大勢で荷さばきや荷物の分別等ができる場所

（雨天を考慮し、屋根のある場所が望ましい）

※物資の受入れに伴う作業は、大量の人員が必要となる。また倉庫への搬入や物資の分別等は大変な重労働となる。ボランティアや避難者に協力を呼びかけ、できるだけ多くの人の協力を募る。

※災害直後は、大量の物資が突然（昼夜を問わず）到着する場合がある。この時期は、24時間体制で物資を受入れる。

※不要な物資が到着した場合には、受入れを拒否することも検討する。

例)あまりにも受入れ作業に負担が大きい場合

避難者が希望しない物資

保管や保存が難しい物資

(c) 物資・食料の配布

- ・配布ルールを決め、委員会の理解と協力を得てから実施する。
- ・物資や食料が不足する場合は、高齢者、子供、妊婦等へ優先的に配布する。
- ・(代表を通じての配布)混乱が予想される場合には、避難者グループの代表者を通じて配布を行う。
- ・(窓口を通じての配布)在庫がある場合は、物資・食料配布窓口を設置し、配布を行う。
- ・配布に当たっては、様式5「物資管理簿」による物資の管理に基づく計画的な配布に心掛ける。
- ・配布する物資と配布方法は、掲示板等を使って広報し、周知を図る。

※発災直後は、備蓄物資を活用する。物資が不足する場合には単に機械的に配布せず、可能な限り全員が納得できるよう工夫する。

例)缶詰のままでは全員の分がなくても、缶の中身を再配分する。

※絶対数が足りない果物等はすりおろしたり、ジュースにして高齢者や子供、病人等に配布する。

※混乱を防ぐための配布方法

窓口配布：

- ・十分に在庫があるものの場合
- ・随時配布可能で、全員に平等に配布すべきもの（毛布、衣類）

- ・必要な人が取りに来るもの（粉ミルク、離乳食、生理用品等）
- 代表者を通じて配布：
- ・配布対象者が少ない場合・避難所の規模が小さい場合
 - ・定時にのみ配布するもの（食事・弁当等）
 - ・全員に配布できない場合、優先して配布される人への配布の場合

(d) 炊き出し

- ・食料の安定供給までの間、避難所が独自に調達した食料を用いて避難者が必要に応じて自主的に炊き出しを行う。
- ・施設管理班やボランティア班と協力して、炊き出しのための設備や人員を確保する。
- ・献立には、ボランティア班や避難者グループの代表に協力を依頼し、食品衛生や栄養管理の資格をもった者を募集し、アドバイスをもらうよう心掛ける。
- ・食品の保管や調理には、施設管理班と協力し、冷蔵設備や調理設備を調達する。

- ※断水状態等で衛生状態が確保できない場合には、箸、スプーン、皿等の食器は使い捨ての紙製食器等を用いる。
- ※特に梅雨時や夏場には、食品衛生上、以下の点に留意する。
 - ・調理場所の衛生や食品の保存管理が確保できる体制をつくる。
 - ・原則として配布する食料は加熱する。
 - ・冷蔵設備の調達を検討する。
- ※落ち着いてきた段階で、避難者グループの代表等と協力し、避難者の要望する献立等、可能な限り避難者が必要としている食事が提供できるよう配慮する。
- ※高齢者やアレルギー体質の方等、やむを得ない理由により食事に特別の配慮が必要な避難者には個別に対応する。

(e) 物資・食料の管理

- ・物資、食料の在庫は常に把握しておく。
- ・物資の種類や配布方法ごとに整理して保管する。
- ・食品の種類や保存方法、消費期限ごとに整理して保管する。期限切れの食料は廃棄する。
- ・物資、食料の保管、保存場所の管理にも十分注意する。

- ※発災直後は、物資・食料の過不足が頻繁に発生することが予測される。
- ※避難所では、在庫を確認し、計画的な配布が行えるよう体制をつくる。
- ※落ち着いてきた場合にも、物品・食料の各管理簿から消費状況を見て、災害対策本部への要請の時期を予測するように心掛ける。
- ※夏場や梅雨の時期は、物資・食料へのカビの発生や害虫、ねずみ等の被害に注意

し、保管場所の衛生管理に注意を払う。
※保管場所の鍵の管理は、班長が行う。

⑥救護衛生班

(a) 医療救護の体制づくり

- ・ プライバシーに配慮しつつ、避難所内のけが人、傷病者について把握する。
- ・ けが人、傷病者については本人や家族と相談の上、医療機関への収容を検討する。
- ・ 近隣の救護所の開設状況を把握する。
- ・ 近隣の医療機関の開設状況を把握して協力を依頼する。
- ・ 避難所内で、医師や看護師等の専門家を募り、協力を依頼する。
- ・ 可能であれば、避難所の保健室等を活用し、緊急の医療救護の体制をつくる。
- ・ 医療機関からの往診や、健康相談の場を定期的に開催する。

(b) 要配慮者の支援

- ・ プライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者名簿を活用し、避難所内の要配慮者について把握するとともに、要配慮者支援窓口を設置し、相談対応・確実な情報伝達・支援物資の提供等に努める。
- ・ 要配慮者については、本人や家族と相談のうえ、設備のある避難所や福祉避難所等へ避難も検討する。
- ・ 近隣の福祉施設の状況を把握する。
- ・ 避難所内で、介護福祉士等の専門家を募り、協力を依頼する。
- ・ 視覚障がい者や聴覚障がい者がいる場合、文書掲示や見えるラジオ、文字放送テレビ等により情報伝達・コミュニケーションを図る。
- ・ 外国人がいる場合、避難所内で外国語が話せる人を募り、情報伝達・コミュニケーションを図る。
- ・ 自立へ向けての支援相談等の場を定期的に開催する。

(c) 避難行動要支援者名簿等の活用

- ・ 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。
- ・ 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意すること。
- ・ 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者やその他の者に協力を求めること。
- ・ 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効活用すること。

- ・ 安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときは、災害発生前に協定を結んでおくこと。
- ・ 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。

(d) 衛生管理

- ・ トイレの確保を最優先で行う。
- ・ ゴミ処理、掃除のルールを決定し、広報周知する。
- ・ ペット持込みの避難者に対応し、飼育ルールの周知や飼育場所の管理を行う。
- ・ 避難者への入浴機会の提供と仮設風呂・シャワーの管理を行う。
- ・ 避難所全体の衛生管理を保健所等、関係機関と連携して行う。

⑦ボランティア班

- ・ どの分野でボランティア支援を求めるかについて委員会で検討する。
- ・ 市災害救援ボランティア本部等の中間支援機関が設置された場合には、ボランティアの要請や派遣仲介を依頼する。
- ・ 避難所にボランティア受付窓口を設置し、対応する。
- ・ ボランティアと避難者の交流の機会を設ける。

3 撤収期（2週間目以降）

避難生活が長期化することに伴い、避難者の要望が多様化してくるため、柔軟な避難所運営が求められる時期であり、一方、復旧により避難者数が減少してくるので、撤収を視野に入れつつ避難所の自主運営体制を再構築する時期でもある。

(1) 避難所運営委員会の業務

① 継続業務

- ・ 委員会会議の開催
- ・ 災害対策本部への定時報告

② 委員会体制の再構築

- ・ 復旧に伴う避難者の減少により、避難所運営を行う人員の確保に努める。
- ・ 在宅の地域住民リーダー等に積極的に避難所運営への協力を依頼する。

※街が復旧するにつれ、避難所が地域の中で孤立化することを防ぐ。一方、避難所内では避難者の減少により、生活再建の目途が立たない人の不安が高まってくる時期でもある。

※避難所外からも積極的に地域住民リーダー等が避難所運営に参加し、避難所を地域全体で支援する体制を作る。

(2) 各運営班の業務内容

① 総務班

(a) 継続業務

- ・ 委員会の事務局業務を実施する。
- ・ マスコミ等への取材対応を行う。

(b) 避難者からの高度な要望への対応調整

- ・ 避難者からの高度な要望に対し、各運営班と協議し調整を行う。

(c) 長期化に伴う避難所生活ルール of 改善と風紀・防犯対策

- ・ 長期化に伴い生活ルールの必要な見直しを行う。
- ・ 長期化に伴う風紀の乱れや、防犯対策への対応を図る。

※幼い子供や高齢者等、本来、生活のリズムが異なる避難者の共同生活に対する苦情や要望が目立ってくる。

※避難所からの通勤通学の開始や、避難所となっている学校の再開等により、避難生活と通常生活の両立を図るため、必要に応じて避難所内の生活ルールの見直しを行う。

※避難生活の長期化により、避難者の心身の疲れから、避難所内の風紀や秩序の乱れが発生することが想定される。

※避難所内での飲酒・喫煙等が原因のトラブル発生防止に、十分な注意を払う。

②施設管理班

(a) 高度な要望に対応した施設管理

- ・高齢者や障がい者からの段差解消のためのスロープ板の設置等、バリアフリー化の要望にできる限り対応する。
- ・酷暑や厳寒に備え、避難所生活の長期化に伴う健康管理上必要な設備の検討を行う。
- ・憩いの場、歓談の場等、避難者の交流支援に役立つ共有スペースを確保する。
- ・避難者の手荷物の増加に対応したゆとりのあるスペース利用を図る。

(b) 施設再開の準備

- ・（施設管理者と連携し）施設再開に向け避難者利用スペースの統廃合をしていく。

③被災者管理班

(a) 避難者名簿の更新

- ・退所する避難者について、避難者名簿の更新を行う。
- ・在宅の被災者についても登録の解除届けがあれば同様に更新する。
- ・退所時には、避難者の連絡先把握に努める。

※退所者の情報自体は名簿から削除しない。退所者の情報自体が必要になったり避難所の記録資料としても大切に保管しておく。

※退所者の連絡先は、退所後に訪ねてくる人や郵便物に対応するために必要となる。

※街の復旧後にコミュニティ再生のための連絡先としても重要な情報源となる。

(b) 空いたスペースの再活用

- ・退所者の発生により空いたスペースを把握し、共有スペース等各種の転用ができるように名簿を管理し、定例会議を通じて各運営班に状況報告を行う。

④情報班

(a) 復旧支援のための情報収集と広報

- ・引き続き、避難所内外の情報収集と広報活動を行う。
- ・行政からの復旧支援情報に関する情報収集と広報に重点的に取り組む。
- ・避難所内外のイベントやレクリエーション等の情報収集と広報にも、重点的に取り組む。

※一時的な生活支援情報から恒久的な生活再建につながる情報の重要度が増大する時期。これまでの情報収集や広報に加え、以下の情報収集や広報の充実を図る。

●行政からの復旧支援情報

罹災証明の発行、住宅障がい物の除去、被災住宅の応急修理、災害見舞金・弔慰金の配分、義援金品の配布、災害援護応急資金の融資、税の減免・徴収猶予、仮設住宅関連情報 等

●恒久的な生活再建に役立つ情報

求人情報、賃貸・住宅・不動産情報 等

⑤食料物資班

(a) 高度な要望に対応した物資・食料の調達

- ・高齢者や障がい者等、特別の要望のあるものに個別に対応する。
- ・行き過ぎた要望への過剰対応に留意しつつ、対応する。

※避難者の個人的な嗜好品の要望や、特定の製造元等への固執等に過剰に対応することはできない。（状況に応じた対応を行う。）

(b) 集団自炊による栄養管理への対応

- ・避難所の食事は献立や栄養面に偏りが発生するおそれがある。集団自炊により温かい食事や汁物の追加献立等を工夫し、栄養管理に一層の配慮をする。

(c) 物資・食料の管理

- ・引き続き、食品衛生管理を徹底する。
- ・引き続き、物資・食料の保存方法や保管場所の衛生管理を徹底する。

⑥救護衛生班

(a) 長期化に伴う要配慮者への救護対応

- ・高齢者や障がい者は避難生活の長期化により一層の心身への負担が募る。必要に応じて適切な施設への移転ができるような支援に努める。
- ・子供達への対応について、遊び部屋や勉強部屋の確保、又は子供の世話ができる人材の確保等必要な支援を検討する。
- ・外国人への対応について、生活支援に適切な手段や方法を検討する。

(b) 心のケア対策

- ・精神面のケアについて、専門家による定期的な相談の場の設置等、対策を行う。

(c) 衛生管理の徹底

- ・集団生活の長期化による感染症の蔓延等に対応するため、保健所と連携し各種の衛生管理を行う。
- ・避難所生活の長期化の程度に応じ、洗濯機等の設置と物干し場等の管理と利用のルールを周知する。

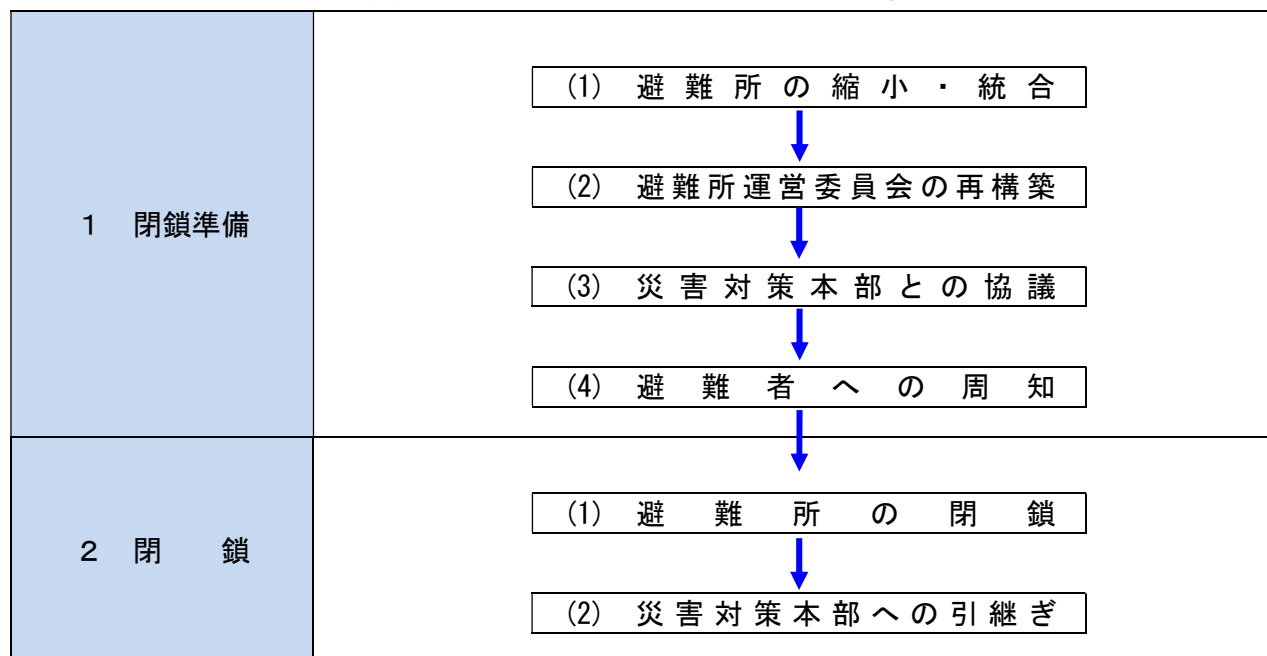
⑦ボランティア班

(a) 長期化に伴うボランティア対応

- ・避難者からの多様な要望を市災害救援ボランティア本部等に連絡、仲介し、必要なボランティア人材、スキルの確保に努める。
- ・避難者からボランティア支援に関する要望や満足度のヒアリングを行い、きめ細かいボランティア支援の仲介を行う。
- ・避難者の減少により、物資の仕分け等の大規模な人員によるボランティア支援が不要になった場合には、ボランティアの撤収・引き上げ計画を協議する。

4 撤収

ライフラインが回復し日常生活が再開可能となれば、避難所生活の必要がなくなるが、中には独力で自立困難な避難者がいる。それらの者に対し、最後まで地域全体で支援する体制を維持しつつ避難所施設の本来業務の再開に配慮する。



(1) 避難所運営委員会の業務

① 撤収・集約に向けた避難者の合意形成

- ・ ライフラインの復旧状況等から災害対策本部と避難所撤収時期について協議する。
- ・ 避難所が私立学校等、民間施設の場合には、避難者の減少に伴い、早期に公的な施設の避難所に統合・集約する。
- ・ 避難所の撤収、統合・集約については、災害対策本部の指示を受けて委員会は避難所閉鎖の準備に取り組む。
- ・ 各運営班に、避難所閉鎖のためにいつまでに何をするのか、計画作成を依頼する。
- ・ 閉鎖時期や撤収準備等について避難者に説明し、避難者の合意形成を行う。

※避難所の撤収準備計画の作成や、住民への閉鎖時期説明に際しては、事前に避難者グループの代表者と協議し、避難者の合意形成に協力してもらうよう依頼する。

※避難所の閉鎖や集約に伴う避難者の移動に当たっては、地域の民生・児童委員や自治会、婦人会等の代表者等と個別に協議し、地縁や血縁のつながりが保てるように配慮する。

②避難所の後片付け

- ・設備や物資について返却、回収、処分等を災害対策本部と協議して行う。
- ・避難者は協力して避難所として利用した施設内外の片付け、整理整頓、掃除、ゴミ処理を行う。
- ・委員会は、避難所運営に用いた各種記録、資料を災害対策本部に渡し、避難所閉鎖の日に解散する。

※後片付けは大変な人員と労力が必要になる。避難者だけでなく、地域住民の協力が可能となるように日頃から体制をつくるよう努める。

(2)各運営班の業務内容

①総務班

- ・引き続き、定例会議の開催等、事務局の業務を行う。
- ・撤収や集約が決定したら各運営班と協議し、避難所閉鎖の準備計画を作成する。

②施設管理班・⑤食料物資班

- ・施設再開準備に向け、段階的に避難所利用スペースを縮小する。
- ・使用した備品や設備及び未使用の物資・食料の在庫を整理し、委員会に提出する。
- ・閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ゴミ処理の計画を作成し、随時実施する。大量の人員や労力が必要な場合には、総務班と連携し、施設管理者・災害対策本部と協議の上、ボランティア支援や地域住民の協力を得て行う。

③被災者管理班

- ・最後の退所者まで、引き続き名簿の更新を行い、事後の連絡先も把握しておく。
- ・避難所閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した名簿資料等を委員会に提出する。

④情報班

- ・引き続き、恒久的な復旧支援情報等の避難者への情報提供に努める。
- ・避難所閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した広報資料等を委員会に提出する。

⑥救護衛生班

- ・自立困難な避難者については、自治会長や避難者グループの代表者に依頼し、地縁や血縁等のつながりが確保できるよう継続的な地域での支援体制を検討し、本人と十分話し合った上、長期的な受入れ施設への収容も検討する。

⑦ボランティア班

- ・ボランティア支援の必要性が少なくなった場合、ボランティア団体等の撤収のための調整・協議を行う。

※撤収期の業務の補足

- ・避難所の撤収準備や片付けに当たり、各運営班の間で協議し、施設の再開に迷惑がかからないよう心掛ける。
- ・避難所の撤収準備に当たっては、避難者だけでなく、可能な限り地域住民リーダーの参加と協力を得ることにより、地域全体が避難所を支援する体制を心掛ける。
- ・避難所には身寄りのない高齢者等、独力では自立が困難な避難者が残る場合が想定される。周囲から声をかける等して避難者の孤立化を防ぎ、最後まで自立支援を行う。長期的な受入れ施設へ転所を斡旋することになった場合も、本人の以前からの知り合いや、地縁や血縁のつながりに配慮しつつ斡旋する。

■第3章【男女共同参画の視点からの避難所運営】

1 平常時の備え

(1) 避難所運営マニュアルの作成・改定

避難所運営マニュアル作成の過程で、女性や多様な人々が参画することで、授乳室や託児所、女性専用スペースなどの設置等、多様なニーズが避難所運営に取り込まれ、避難所生活における困難を和らげることができる。また、避難所運営に係る女性リーダーが少ないため、育成と能力の向上に取り組むことが必要となる。

- ・避難所運営マニュアルには、避難所運営体制の中で女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を作る、外部支援の受入れのための受援体制の検討にあたり多様性に配慮した視点を取り入れる、例えば母子（妊産婦・乳幼児専門・託児）避難所/避難スペースを確保する、女性・妊産婦に必要な物資・環境の確保、女性専用更衣室・授乳室の設置、トイレの設置に際しては、女性や要配慮者に意見を求めるよう努めること。
- ・このほか、ラミネート加工された部屋札（多言語、ピクトグラムを活用）、意見箱、多言語シートなどを作成し、避難所開設後すぐに使用できるように所定の場所への保管等、発災後に、あわてないよう、事前にできることを全て行うことが望ましい。
- ・避難所運営マニュアルに基づいた、避難所運営ゲーム（HUG）などの机上訓練や実動訓練を実施する際には、高齢者や障がい者、妊産婦・乳幼児等の様々な方がいることに配慮し、必要な間取り・スペースや備蓄等について課題を話し合うことが望ましい。

(2) 備蓄の調達・配布

関係部局が連携し、多様な視点から、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な備蓄を行うことが非常に重要である。

- ・女性や乳幼児が早期に必要なと思われる物資として以下のようなものが考えられる。
 - ・プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液等
 - ・公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じうることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を結んだり、他の地方公共団体と災害救助協定を締結することも有用である。
- なお、授乳支援に当たっては、粉ミルク・液体ミルク等の母乳代替食品の一律の配給を避ける必要があり、個別の母子の授乳状況にアセスメントした上での適切な配布が求められる。液体ミルクは、母乳の代替食品として販売されており災害時にも有用とされている。常時備蓄の場合には、期限の近づいた製品は、保育所の給食や乳児院における活用、防災訓練の炊き出し訓練における食材としての活用等が考えられる。提供先の母乳育児の取組を阻害しないように考えることが必要である。試飲や子育て家庭への配布はしないようにすること。
- ・発災直後は混乱が生じるため、平常時から住民の備えを促すことが重要となる。女性用品や乳幼児用品、衛生用品についても、ローリングストック（普段から少し多めに購入し、消費した分だけ買い足すことで一定量を無理なく備蓄する方法）や非常時持ち出し袋の準備等により、最低3日～1週間分備蓄するよう、防災訓練や各種イベントなどを通じて、住民に対して啓発することが望ましい。

2 初動対応

(1) 避難誘導

現状では、平日の日中に家庭で育児や介護に携わっているのは多くの場合女性であり、災害時には、女性に配慮した避難誘導が必要となるとともに、女性が主体的に避難誘導に携わることも重要になる。

防災行政無線や広報車等の従来の手法による避難指示は、子育てや家族の介護等で自宅にいる者や、窓を閉め切った状態で生活する者等に届きにくい場合があるため、メールやSNS等も活用し、広く迅速な情報発信を行う必要がある。

- ・妊婦は重いものが持てない、妊娠後期になるとお腹が大きくなり足元が見えづらいなど、行動機能が低下し、移動に時間がかかる場合があるため、配慮が必要となってくる。
- ・乳幼児を連れた保護者は避難に時間を要し、複数の乳幼児を連れている場合などは、特に避難に支援を要するため、配慮が必要である。

- ・障がい者や高齢者等は、速やかに福祉避難所に誘導することが重要だが、情報が届きにくい、あるいは移動に時間がかかることが考えられるため、配慮が必要となってくる。

(2) DV や性暴力、ハラスメントの防災・安全確保

災害時には、避難所等のプライバシーを守ることが難しい環境において、性暴力やDV が起こることがある。性暴力は、若い女性だけでなく、高齢者や子ども（男児を含む）、男性も被害に遭うことが分かっている。

暴力の被害を訴えるのは、平常時でも難しい上、「非常事態」だからということで、平常時より被害者が声を上げにくい環境となる。また、権限を持つ支援者から、ひとり親の女性等、集団の中で発言力が無いとみなされる者への「対価型セクハラ」や、被災者から主にケアを担当する支援者に対するセクハラなど、声を上げにくい、又は声を上げることが躊躇され性暴力のリスクが高まる。

支援に当たっては、このような性暴力は許されないことという認識を共有することが重要であり、国際的な基準を定めたガイドラインでは、緊急事態の際は「すでに暴力が発生している」ことを前提に必要な予防と支援対応策を講ずることと規定されている。

- ・発災後すぐに性暴力・DV 防止に関する啓発を行うことが望ましい。取組事例としては、ポスターなどを避難所の見やすい場所に提示することなどが考えられる。
- ・トイレ・更衣室・授乳室・おむつ替えスペース・入浴設備を、間仕切りなどを使用して適切な場所に設置し、照明や防犯ブザーで安全を確保することに努める。
- ・避難所の巡回警備は男女ペアで行うようにし、女性用トイレや女性用更衣室には女性が巡回するようにする。
- ・女性の相談担当者や相談窓口を設置するなど、相談しやすい環境づくりに努めることが重要である。

3 避難生活

(1) 避難所の開設・運営

避難所運営では、避難者の多様なニーズにきめ細かく丁寧に対応できるよう、管理責任者や職員、自主的な運営組織には、女性が参画してリーダーシップを発揮できるようにする必要がある。安全、衛生、栄養、育児、介護等の課題とニーズをしっかりと把握し、改善することが、避難者の心身の健康を維持することにつながる。

- ・管理責任者（リーダーや副リーダー）に、女性と男性の両方を設置するよう努める。また、避難者による自主的な運営組織に、女性の参画を促し、責任者等の4割以上が女性となることを目標とする。

- ・避難生活では時期や立場によってニーズは変化し、多様化する傾向があるため、意見箱を設置するなど、避難所の生活ルールを作る際には様々な立場の意見が反映されるように努める。
- ・避難所運営に当たっては、特定の活動がいずれかの性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する必要がある。
- ・避難者の中には、DV やストーカー等の被害者に加えて、加害者も含まれている可能性があることから、避難者名簿に個人情報の開示・非開示について本人確認を行う欄を設け、個人情報の管理を徹底する必要がある。

(2) 避難所の生活環境の整備・改善

避難所開設当初から安全対策を行い、男女共同参画の視点から生活環境の整備・改善に取り組む必要がある。避難所運営には女性職員も配置し、避難している女性の声をくみ上げやすい体制を作る、女性の専門職の協力を得るなどの対応により、支援の質が高まることが期待される。

また、避難所内部のレイアウトや区域の指定は、避難者が入所してから変更することは難しい。そのため、あらかじめ定めた避難所の「空間配置図」等をもとに、開設時に、多様性に配慮したスペースの確保を行う必要がある。

- ・避難所内では、プライバシーの十分に確保された間仕切りにより、世帯ごとのエリアを設けることが望ましい。
- ・トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・入浴施設は、男女別に設ける。これらの施設は、昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけるなど、安全に配慮する必要がある。避難者の中には、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害者に加えて、加害者も含まれる可能性がある。
- ・災害救援における人道憲章と人道支援における最低基準「スフィアハンドブック 2018」では、男性トイレと女性トイレの割合は 1:3 が推奨されている。
- ・女性職員や女性の応援職員等が、運営管理者や入居者に個別ヒアリングや、巡回指導を行い、環境改善を促すことが有用である。
- ・生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えるようになることから、保健師による健康確認の際に不安や悩みについても簡単に聞き取りを行うなどすることは有効と考えられる。
- ・避難所や車中泊で長時間同じ姿勢でいることで発症するいわゆるエコノミークラス症候群は女性、妊婦、乳幼児の発症リスクが高く、特に、トイレ環境を理由に水分を控えると発症リスクが高まる。エコノミークラス症候群の危険性について注意喚起し、運動や脚のマッサージを勧めたり、避難所のトイレが気持ちよく使える状態にするためのルールづくりを行う必要がある。

(3) 物資の配給

過去の災害では、避難所のリーダーが男性ばかりで、女性が必要とする物資の要望を言いにくいことや、女性用下着や生理用品が届いても配布担当が男性であったため、女性はもらいに行きづらいということがあった。

女性用品は、女性担当者からの配布や、女性トイレや女性専用スペースに常備するなど、配布方法の工夫が必要である。同様に、男性も、避難所が乾燥していたのでリップクリームが欲しかった、尿漏れパッドが欲しかったが言い出せなかったという声もあり、男性への配慮も必要である。また、避難所に避難していない在宅避難者や車中泊避難者は、妊産婦、乳幼児を抱える家庭といった特別な配慮やニーズがある人が多いことから、最寄りの避難所等で避難者名簿に記入することを推奨して、ニーズを把握し、女性用品や乳幼児用品を含む、必要な物資を支援する必要がある。

(4) 保健衛生の確保

地震や台風等の災害が発生し水や電気、ガスやライフラインが遮断されることで、避難所における衛生状態が悪くなったり、感染症が流行することがある。

衛生状態が悪くなると、女性は婦人科系の病気、妊婦は流産・早産や妊婦高血圧症候群、産婦は乳腺炎や膀胱炎、乳幼児は感染症にかかりやすくなるなど、一般の人に比べて健康リスクが高くなるため、保険上の配慮が必要である。

- ・妊産婦や母子への相談対応に当たっては、同性の支援者でないと相談しにくい悩みもあることから、女性の相談担当者を配置し、保護者の意向等が尊重され、相談しやすくプライバシーが確保される環境を確保することが必要である。
- ・要配慮者は、早い段階で女性専用、家族専用、母子専用、介護・介助スペースへ移動させて、栄養の確保と健康維持のための配慮を行う必要がある。定期的に本人や家族等の支援者へ声かけをし、必要に応じて医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個々の状況に応じた対応を行う必要がある。
- ・乳児に対しては母乳育児の場合、感染症のリスクを減らす観点から、それを継続するための支援が重要である。母親がリラックスして母乳が継続して与えられる環境を整え、必要な水分・食料や休息を取るための支援が必要となる。
- ・粉ミルクや液体ミルクを使用する際は、平常時の状況や本人の希望について聞き取り（アセスメント）を行い、必要な乳児に衛生的な環境で提供することができるよう、必要な機材や情報をセットで提供する必要がある。
- ・育児中の女性は平常時から、「子どものため」として我慢したり、周囲から母親としての役割を押しつけられることも少なくないが、災害時は、そうした状況がより強まる傾向にある。災害時には、より一層、母親の意思を尊重し、不安や悩みをはき出しやすい環境を作っていくことで、母親の回復に繋がり、最も脆弱である育児の支援に繋げていくことが重要である。

(5) 食事の提供・栄養管理

避難生活を健康に過ごすためのポイントは①水分をとる、②食事をしっかりとる、③安全（衛生的）に食べる、④身体を動かすことである。

過去の災害における避難所での食事は、炭水化物の過剰な供給や乳製品、肉、野菜の不足、塩分の過剰等、量も質も不十分で、避難所による栄養格差があった。栄養不良が長引くと健康を損ない、災害関連死につながる心配があるため、炊き出しや弁当を組み合わせ、「おかず」を提供し、温かい食べ慣れた食事に近づけることが重要である。

- ・被災者の女性が食事の準備を一手に任され、疲れ切ってしまうことがあるので、男女問わずできる人が（いずれかの性別に偏ることなく）皆で協同することが大切となる。
- ・乳幼児は、わずかな食事の変化で脱水や重大な健康障がい発展することもあり、母親は大きな不安を抱えている。食物アレルギーの食事も手に入りやすく、ライフラインが使えず哺乳瓶の消毒ができないなど、母親の負担は平常時に比べてとても大きくなる。安心して母乳を続け育児をするためにも、母親がタンパク質やビタミンをとれるように優先した支援が必要である。
- ・一方で、支援物資が沢山届くようになると、子どもがお菓子ばかり食べて食事をしなくなるなどの問題もある。
- ・保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職や、女性団体、子育て支援団体、母乳育児支援団体等と連携して、妊産婦や母子をはじめとする女性のニーズに対応することが重要である。

(6) 子どもや若年者への支援

災害後、保護者や大人たちは災害対応に追われ、子どもや若年層に注意を向けるのが難しくなる傾向にある。子どもたちは、災害の怖い記憶や、慣れない避難生活、のびのびと遊べないこと、受験勉強が思うようにできないことなど、多様なストレスを抱えている場合もある。

子どもや若年者、とりわけ若年女性は、避難所等において、性暴力に巻き込まれるリスクもある。これまでの災害では、例えば、支援をする見返りとして性的な行為を要求される、トイレなどが暗い場所にあり、そこで暴力を受ける、見知らぬ人が知らぬ間に隣に寝て来て体を触るといった事例が指摘されている。子どもや若年者にとって安全な環境を作ることが必要不可欠である。

こうした子どもや若年女性に対しては、相談支援の充実や、自治体の関係部局間の連携、民間団体との連携も不可欠である。また、虐待防止の専門家との連携やSNSを活用した相談体制の整備も重要となる。

(7) 性的マイノリティへの配慮

災害時の避難所では、多くの避難者が集まり、その中に性的マイノリティの方が含まれる可能性は極めて高いと考えられ、それらの方も含めた全ての避難者が、安心して避難できる環境を整備・提供することに努める必要がある。具体的な対応例としては、避難者名簿の性別欄を男女で分けず自由記載欄にする、トイレ・更衣室・共同浴場等の使用に配慮する、特にトイレについては男女共用のユニバーサルトイレは最低1つ設置する、性別にとらわれず避難者の生活実態に応じた必要物資（生理用品、衣類、下着、髭剃り、化粧品等）の配布、相談対応を実施する際のプライバシーの配慮、本人と同性パートナー等が世帯として一緒にいられるよう配慮するなどが考えられる。

また、東日本大震災では、性的マイノリティ支援団体と行政機関等とのつながりがなかったため、外部からの受援が困難だったことから、平常時から性的マイノリティ支援団体と連携することが必要である。

資 料 編

■資料1【各運営班業務細則】

総務班

(1) 委員会の事務局

①事務局業務として以下の事項を行う。

- ・各運営班に定例会議の開催通知（開催場所、時間、出席者、協議内容）を行う。
- ・必要があれば、定例会議以外の会議通知も行う。
- ・定例会議は状況が落ち着くまでは毎朝1回（必要に応じて夜1回）開催する。

②定例会議の協議事項

- ・事務局は各運営班からの報告に基づき、協議事項を整理し会議資料を作成する。
- ・第1回の定例会議で、運営委員は活動に当たって全員腕章等目印を付けるようにとり決める。
- ・委員会の組織が決まったら、様式7「避難所運営委員会規約」、様式8「避難所運営委員会名簿」を参考に、担当業務や組織表を作成して避難所内に張り出す。
- ・できるだけ早い時期に、運営委員の交代制を取り決める。
- ・その他、必要事項

③定例会議の出席者について

- ・会議には、委員長(副委員長)、各運営班長(班員)が必ず出席し、場合によっては、避難者グループの代表者、避難者も参加する。
- ・総務班は事務局として、会議準備と記録作成を行うために毎回出席する。

ボランティアは、正式な委員会の構成員とはせずに、会議への参加と発言を求める場合もオブザーバーによる参考意見とする。

(2) 各運営班の調整

- ・各運営班の要望を整理し、重複する要望や両立しない要望を整理し、調整を図る。
- ・特に安定期以降、高度な要望への対応調整については、より柔軟な対応に心掛ける。

(3) 避難所生活ルールと風紀・防犯対策

①避難所生活ルールの周知

- ・できるだけ早い時期に、文案1「避難所生活ルール」を参考に、避難所生活のルールを作成し、配布、掲示板への張り出し、館内放送等により繰り返し周知する。

②防犯対策として以下の業務を行う。

- ・委員会の本部室で2名が夜間宿直体制をとり、夜間巡回にあたる。
- ・宿直者は、交代制とし健康管理に十分、配慮する。

- ・不審がある場合には、状況に応じて災害対策本部や警察に警備や夜間巡回を相談する。

③特に安定期以降の留意事項

- ・心身の疲労から避難所内での些細なことがトラブルの原因になる点に留意する。
- ・所定の場所以外での携帯電話の使用や、ルールに従わない飲酒や喫煙等の迷惑行為は、避難者にとって重い精神的負担となるので、厳重に注意する。
- ・タバコの吸い殻等、火気の管理は、本人が責任を持って片付けや清掃を行うものとする。

④トラブルが発生した場合の対応

トラブルが発生した場合には以下の点に注意する。

- ・自分から名乗り、「どうかしたのか？」と声をかけ、言い分をよく聞く。
- ・あくまでも冷静に対応する。

宿直体制や夜間巡回は、実際に不審者に対して一般の住民が退治することが目的ではなく、むしろしっかりと防犯対策を目に見える形で実施しているということ自体が犯罪を未然に防ぐ対策である旨、理解してもらう。

(4) 災害対策本部への連絡

- ①班長が委員会として様式2「避難所状況報告書」により、当日の避難者名簿登録者数や避難者の前日比等を災害対策本部に定時報告で行う。
- ②定時報告をするために、被災者管理班から登録避難者数等の報告を受ける。
 - ・様式3「主食依頼票」、様式4「物資依頼票」により必要な物資の要請をまとめて行うようにする。
 - ・報告手段はFAXが望ましい。その他の手段による場合は写しを保管しておく。
 - ・電話連絡時には必ず筆記用具を手元に置き、記録をとるように心掛ける。

(5) 取材への対応

- ・取材の申し込みがあった場合には、氏名、所属、取材目的、取材内容を聞き取り記録する。
- ・避難所の居住スペースの立入取材は、その部屋の避難者の同意を得てからとする。
- ・マスコミ等からの安否確認の問い合わせがあった場合、様式1「避難者名簿」に情報公開を許可している避難者についてのみ回答できる旨、伝える。
- ・避難所内の取材には、原則、総務班の担当者が立ち会うものとする。
- ・行政担当者や施設管理者の取材資料作成を補佐する。

施設管理班

(1) 施設利用計画の指針

- ①避難所運営を行う上で、必要となる施設利用の例は以下のものが考えられる。必要に応じて設置する。

施設名	内容
避難所運営委員会本部室	発災直後は、避難所となる施設の職員が普段使う事務室に運営委員会の本部を設置することが望まれる。施設管理上、施設職員と共同して対応策を講じることが容易になるからである。一方、落ち着いてきたら施設本来の運営に支障が出ないように、避難所運営を独立させるため別途部屋を用意することが求められる。
情報掲示板	より多くの避難者の目に触れるように玄関近くに設ける。
避難所受付	避難所を訪れた人全てが目につくように、正面玄関近くに設ける。
仮設電話	NTT は、災害時に避難所に無料仮設電話を設置する。居住スペースから離れた場所に設置し、余裕があれば一室を電話専用部屋として利用する。
仮設トイレ	原則、屋外に設置し、臭いの問題がおきないよう居住スペースからなるべく遠くに設置する。一方、高齢者や障がい者等体が不自由な方がいる場合には、その方達用の仮設トイレをあまり遠くにならないよう設置する配慮も必要。 また、目の不自由な方がいる場合、少なくとも 1 基の仮設トイレは壁や塀づたいにたどり着けるよう壁側に付けて設置する等の配慮が必要。
ゴミ置き場	ゴミ収集車が集めやすい場所に設置する。また、分別収集を原則として種類別にゴミ置き場に区別を設ける。できれば屋根があり、直射日光が当たらない場所とする。
仮設風呂・シャワー	原則、屋外に設置する。
更衣室	男女別に個室を設ける。女性用は授乳室としても使用する。
洗濯場・物干し場	洗濯場は生活用水の確保しやすい場所を選ぶ。 物干し場は男女別で日当たりがよく、周囲から見られない場所を選ぶ。
ペット飼育場所	屋外で、校庭の隅等鳴き声、臭い等が他の避難者の迷惑にならない場所に設置する。
救護室	施設の医務室や保健室を使う場合、若しくは医務室、保健室にベッドがある場合には緊急用に別途一室確保しておく。
介護室	高齢者等のために日当たり、換気がよく、静寂が保て、冷暖房の空調設備のある部屋で、できるだけ床に直に座って休養できる場所とする。

相談室	原則として個室で、被災者の相談が面談形式で行える場所を選ぶ。
喫煙場所	居住空間とは別に、廊下等に小卓や灰皿等を置いて確保する。 落ち着いてきたら、また余裕があれば完全に分煙とすることが望ましい。
荷下ろし場	大型のトラック等が駐停車し、救援物資等を一旦まとめて受入れ、仕分けできるほどのスペースがあることが望ましい。また雨天に備えて、屋根のある場所がよい。 また、物資や食料の置き場（倉庫等）からあまり離れていない場所とする。
物資・食料置き場	物資を整理して保管できるスペースがあり、台車等での運び出しが容易にできる場所が望ましい。電源が確保でき、冷蔵設備等も設置できる場所がよい。ネズミや害虫の被害を受けないような管理ができる場所とする。
調理室	大規模な炊き出し等に備え、別に調理設備を設置する若しくは屋外にテントを張って調理場とする。 可能なら学校の給食室等備え付けの調理設備がある場所とする。
物資・食料配布所(窓口)	天候に左右されずに配布できる場所が望ましいが、屋外でテントを張って設置することもある。
給水場	水の運搬が重労働とならないように考慮した場所とする。

②安定期以降に必要となる場所として、以下のものを設置するか検討する。

施設名	内容
子供のためのスペース	昼は子供の遊び場、夜は学習室となる居住スペースとは別の場所
精神障がい者、発達障がい者のためのスペース	集団の場では生活が難しい精神障がい者、発達障がい者への配慮が必要。
娯楽室	レクリエーションやイベントに利用できるスペース

(2) 設備の確保

- ・ 備蓄物資の設備を確認し、設置する。
- ・ 委員会で必要が認められれば、災害対策本部に定時報告にあわせて必要な設備を様式4「物資依頼票」で要請する。

(3) 防火対策

- ・喫煙場所を設置した場合、灰皿、消火用水バケツを設置し、吸い殻の処理や清掃は喫煙者が行うよう指導する。
- ・冬期の場合、石油ストーブを使用する場合は、火元責任者等を定め厳重に管理する。
- ・勝手に避難者自身のストーブ等も持込んで使わないよう指導する。
- ・屋内で火気（ガスコンロ等）を使用する場合は、使用箇所・使用時間等のルールを作成し、そのルールを徹底する。

被災者管理班

(1) 名簿作成管理

① 避難者名簿への記入

- ・避難所受付等の窓口を設置し、避難者の登録を行う。
- ・避難者に、様式1「避難者名簿」に記入した人数に基づき、避難所のサービスが受けられる旨を説明し、必ず登録名簿への記入を促す。

② 名簿への記入方法

以下の要領で様式1「避難者名簿」の記入方法を避難者に説明する。

- ・様式1「避難者名簿」には、支援区分として、避難所に入所希望か在宅のまま避難所の配給サービスを希望するか確認する。
- ・避難者には、避難者としての登録手続きのために、様式1「避難者名簿」に世帯単位で避難者全員の氏名等を記入してもらう。
- ・退所する際には、退所の申し出を受け、転出先等を確認し、記録する。
- ・在宅の被災者が避難所のサービスを在宅のまま利用する場合にも、入所希望の避難者と同様の様式1「避難者名簿」に世帯単位でサービスを希望する全員の氏名等を記入してもらう。
- ・在宅の被災者がサービス登録を解除する場合は、避難所退所者と同様、登録解除の申し出を受け、念のため転出先等ないかを確認し、あれば記録する。
- ・避難者登録にあたっては、必ず安否確認等の問い合わせに対する情報公開の可否を記入してもらう。
- ・避難者登録にあたっては、できるだけ避難者の特技や資格を記入してもらうようにする。
- ・要配慮者の避難者登録にあたっては、特別な要望事項を記入してもらう。

(2) 登録避難者数の把握

- ・毎日、様式1「避難者名簿」に基づき、避難所入所者と在宅の登録者の区別なく、避難者登録者の合計数を集計し、所定の時間までに行政担当者若しくは総務班に報告する。

- ・避難者登録者の把握を徹底するために、避難者グループの代表に未記入の避難者がいないかを確認してもらう。

(3) 避難所受付の業務

- ・避難所受付窓口で避難所への人の出入りの管理を行う。
- ・外泊する避難者には、様式9「外泊届」を提出してもらう。

(4) 来客、郵便、問い合わせと呼び出しへの対応

① 避難者のプライバシーを守るため、次の手順で対応する。

【電話での問い合わせと呼び出しの手順】

- ・電話で避難者についての問い合わせがあった場合には、避難者登録名簿を見て照合する。
- ・問い合わせ相手には、「避難所では問い合わせに対して館内放送等を使った呼び出しを行うが、呼び出しても連絡がとれない場合や、本人が情報の公表を拒否している場合等があり、それ以上の対応はできない。」と伝えた上で、折り返しの連絡先と氏名を記録し、電話を切る。
- ・次に避難者登録名簿を探し、避難者自身が記入した情報公開の可否の項目を確認する。
- ・公開可能なら、館内放送で呼び出しをする。
- ・公開不可なら、呼び出しせずに、対応は終了とする。
- ・呼び出しに避難者が応じた場合は、折り返しの連絡先を伝える。
- ・公開可能で、避難者が呼び出しに応じない場合は、避難所掲示板に問い合わせがあったこと（折り返しの連絡先等）を掲示しておく。

【来客があった場合】

- ・館内放送等で来客者の氏名とともに、依頼された避難者の呼び出しを行うが、呼び出しても名乗りでない場合は、それ以上の対応はできない旨を伝え、来訪者に所定の面会場所で待つように伝える。
- ・避難者が呼び出しに応じない場合は、来客に掲示板による伝言掲示を勧める。

【郵便があった場合】

- ・呼び出しは行わず、郵便局員が直接手渡しする。
- ・防犯の観点から、郵便局員には受付に一声かけてもらうようにしておく。
- ・避難者の人数が多い場合には、郵便物等は受付で保管する。様式11「郵便物受取帳」を活用。

② 呼び出しは、他の避難者の迷惑にならないよう最小限で行い、定められた時間のみ行うこととする。

情報班

(1) 避難所内外の情報収集と広報

避難所では、以下の方法で情報収集に努める。

① 放送・新聞等からの情報収集

- ・被災者にとって必要な情報を班員で手分けしてテレビ、ラジオ、新聞等から探し、整理して掲示板等で掲示する。
- ・収集整理と掲示に当たっては、情報収集源、日付、時間も併記する。

【テレビ、ラジオ、地元FM局から得られる情報の例】

- ・被害情報
- ・電気、ガス、水道等のライフラインの復旧情報
- ・鉄軌道、道路、バス等の公共交通施設の復旧情報、運行情報
- ・国、県、市の大まかな復旧対策の動き
- ・近隣の営業店舗情報（地元FM局等）

② 自主的な情報収集

- ・以下の種類の情報を、各時期に関係機関への問い合わせや、周辺を歩いて収集する。

【災害直後に必要となる情報】

- ・被害情報
- ・避難者から依頼のあった安否情報
- ・周辺の避難施設の開設状況
- ・行政機関の災害救援活動
- ・医療機関、救護所開設状況
- ・ライフラインの復旧状況
- ・交通機関の復旧、運行状況
- ・生活支援情報
- ・営業している商店等食料、水等物資の供給や調達できる場所
- ・営業している銭湯等、入浴施設に関する情報
- ・葬儀、埋葬に関する情報
- ・組織的に大量の人員を動員できるボランティア支援情報

【主に復旧期以降に必要となる情報】	・行政からの恒久的な復旧支援情報 ・住宅障がい物の除去支援 ・罹災証明の発行 ・被災住宅の応急修理 ・災害見舞金、弔慰金の配分 ・義援金品の配布 ・災害救護応急資金の融資 ・税の減免、徴収猶予 ・仮設住宅関連情報（入居応募開始時期、申し込み方法等） ・民間による恒久的な生活再建に役立つ情報（求人情報、賃貸、住宅、不動産情報） ・より高度で専門的なボランティアによる支援情報 ・学校、教育情報 ・避難所（周辺も含む）イベント、レクリエーション情報
--------------------------	---

(2) 広報活動

以下の方法等により避難所での広報活動に努める。

- ・館内放送、掲示板、コピーの配布、張り紙 等

掲示板には(1)の情報のほか、

- ・問い合わせ欄（電話等での問い合わせがあったことを知らせる）
- ・被災者同士が情報交換できる伝言板
- ・委員会での決定事項 等を掲示する。

(3) 情報の管理

- ・口コミの情報は、実際に班員が確認してから広報する。
- ・不要となった情報も、後で避難者からの問い合わせ等で必要になる場合があるので、整理して保管しておく。

(4) 情報設備の設置への対応

- ・避難所の居住スペース以外の場所に、避難者共用のテレビ、ラジオを設置することが望ましい。できればインターネットが利用できるパソコンも設置する。

(5) 各運営班の広報要望への対応

- ・定例会議の際に、各運営班から広報事項の要望を受け、委員会が必要と認めた場合、委員会として適切な広報手段で広報を行う。

食料物資班

(1) 物資・食料の調達

物資・食料の調達を以下の要領で行う。

① 調達の方法

状況に応じて、以下の方法で物資・食料の調達を行う。

- ・ 備蓄物資、食料を活用する
- ・ 避難者が持ち寄ったものを供出してもらう
- ・ 周辺の住民に供出してもらう
- ・ 周辺の商店等から調達する
- ・ 必要な物資、食料を災害対策本部に要請する

② 避難者や周辺住民の供出による調達について

- ・ 原則として、避難者の持ち寄ったものは、個人のものなので供出の義務はない。
- ・ 発災直後、行政から物資等が到着しない場合にやむを得ず行う場合がある。

③ 災害対策本部への要請による調達

最も一般的な調達方法。住民主体で避難所運営が行われていた場合でも比較的帳票のやり取りが簡単で、かつ間違いが起きにくいと思われる手法。

(a) 以下の定期配給と不定期配給を理解して調達を行う。物資、設備、資機材や食料、飲料水の要請方法は以下の2種に分かれる。

【定期配給になるもの】

主食となる弁当[原則1日3食]等の要請

→様式3「主食依頼票」を活用（弁当等の主食となる食料以外は、必要に応じてその都度の依頼となるので様式4「物資依頼票」を使う）

【要請に基づき不定期配給になるもの】

物資（設備や資機材のほか、主食以外の食品、飲料水を含む）

→様式4「物資依頼票」を使う

(b) 定期配給となる主食の要請と受入時の対応方法

(ア) 定期配給では、様式3「主食依頼票」を用いて要請を行う。

- ・ 原則、様式1「避難者名簿」に基づき登録者数の弁当等主食が配給される。
- ・ 原則、登録者数には、避難所入所者及び在宅の被災者も含まれる。

(イ) 要請の流れと受入れ時の対応は、以下の要領で行う。

- ・ 毎朝、委員会の災害対策本部への定時連絡の際に、避難者登録者数の報告とともに、総務班を通じ様式3「主食依頼票」に必要食料数等を記入して、FAXにて送るものとする。FAXが使えず、その他の手段で連絡した場合は、必ず写しを保管する。
- ・ 必要な数の主食が避難所に届いたら、総務班長又は委員長並びに食料物資班長は災害対策本部に「受領確認」の連絡を行う。

- ・避難所では、必要数量の主食(弁当等)しか配給されない所以在庫は発生しない。

(c) 要請に基づき不定期配給となる物資等の要請と受入れ時の対応方法

(ア) 要請に基づく不定期配給では、様式4「物資依頼票」を用いて要請を行う。

- ・原則、要請した品物が要請した数だけ配給される。
- ・要請できるものは、衣類や毛布等の物資、設備、資機材、主食以外の食品等

(イ) 要請の流れと受入れ時の対応

- ・毎朝、委員会の災害対策本部への定時報告の際に、避難者登録者数の報告とともに要請する1品物ごとに1枚の様式4「物資依頼票」を用い、必要数量等を①の欄に記入してFAXで送るものとする。FAXが使えず、その他の手段で連絡した場合は、必ず写しを保管する。
- ・災害対策本部の物資管理者は、避難所からの様式4「物資依頼票」に基づき、発送する物資に関する必要事項を②の欄に記入し、物資の配送担当者に様式4「物資依頼票」を渡す。配送担当者は③の欄に配送日時等を記入する。
- ・避難所では、必要な数の物資が避難所に届いたら、総務班長又は委員長並びに食料物資班長は様式4「物資依頼票」の④の欄に署名し、物資を配送してきた配送担当者に様式4「物資依頼票」を渡す。
- ・配送担当者は、避難所受領の署名のある様式4「物資依頼票」を災害対策本部の物資管理者に渡し、災害対策本部で必要な物資が避難所に届いたことを確認する。

(2) 物資・食料の保管

- ・要請した物資・食料が輸送されてきた場合、様式4「物資依頼票」に署名してこれを受け取り、一時的に物資や食料の保管場所に保管する。
- ・また、受け入れた物資・食料の在庫確認のために様式5「物資管理簿」に受入れ品名や数量等を記入して在庫として管理する。
- ・物資の管理は、物資を大分類、中分類、小分類する等して整理して保管する。
衣類の例) 大分類：男性衣類、中分類：下着、小分類：Mサイズ
等、適当な分類方法を作り、分類ごとに保管しておく管理しやすい。
- ・保管場所の鍵は、班長が管理する。
- ・夏期や梅雨時は、食品の腐敗や在庫物資にカビや害虫の被害が発生しないように留意する。また、保管場所も同様の被害が発生しないよう留意する。飲料水は衛生上、瓶、缶、ペットボトルを優先して使う。
- ・物資の在庫管理は、様式5「物資管理簿」を使い、以下の要領で行う。

- ・要請した物資が届いたら、品目毎に様式5「物資管理簿」を作成
- ・「品名」欄には、避難所での大分類、中分類、小分類を記入
- ・「受入先」は、通常、災害対策本部だが、寄付等があった場合には寄付者(社)名等を記入
- ・「受」には受け入れた数量を記入
- ・物資を避難者に配布した場合、配布した数と在庫の残数を記入
- ・「出」には避難者に配布する等して出庫した物資の数量を記入
- ・「出し先」には避難者グループ名や避難者氏名、住所、連絡先等を記入
- ・「残」には現在の在庫の残数を記入
- ・配布後に、物資の現在数量が様式5「物資管理簿」の残数と一致しているか確認

(3) 物資・食料の要請と配布

① 避難者からの要請と避難者への配布は、以下の要領で対応する。

- ・原則、平等に配布すべきものの配布は、避難者グループの代表者を通じて行う。
- ・特に主食の弁当等について、高齢者のための「やわらかい食事」が調達可能な場合には、避難者グループの代表者がその要望数を把握して、連絡してもらうようにする。→様式3「主食依頼票」
- ・特定の人だけに必要なものは、物資・食料配布窓口で配布する。
- ・必要と思われるものは、原則、物資・食料窓口で申し込んでもらうものとする。
- ・物資・食料の要請に対し、在庫があれば直ちに配布する。
- ・在庫がない場合には、災害対策本部に要請するために品名と必要数量を申し込んでもらう。
- ・配布にあたっては、事前に文案2「物資・食料等の配布方針」を参考に情報掲示板等を通じて広報する。 例) 生理用品、粉ミルク・液体ミルク・哺乳瓶

② 在宅被災者への配布と申し込みには、以下の要領で対応する。

- ・物資は在宅の被災者にも等しく配布する。
- ・在宅の被災者への配布は、物資・食料配布窓口で行う。
- ・在宅の被災者の物資・食料（主食の弁当等以外）の申し込みは、物資・食料配布窓口で行う。「やわらかい食事」が調達可能な場合は、窓口で申し込んでもらう。→様式3「主食依頼票」
- ・物資・食料の申し込みに対し、在庫があれば直ちに配布する。
- ・在庫がない場合には、災害対策本部に要請するために品名と必要数量を申し込んでもらう。
- ・在宅の被災者への通知は、文案2「物資・食料等の配布方針」を参考に情報掲示板等を通じて広報する。

③留意点

- ・要援護者からの特別の要望については、個別に対応する。
- ・主に安定期以降、周辺の商店等の営業が再開してきたら、避難者が個人用に必要な物資や食料についての過剰な要請については、受け付けない。

救護衛生班

(1) 要援護者への救護

- ・高齢者や障がい者等災害時に支援を要する方々を災害時要援護者というが、そのような方達が少しでも環境のよい場所で居住スペースが得られるよう配慮するとともに、支援の体制を検討する。また、生活不活発病が発症しないよう努める。
- ・避難者の中に、看護師やヘルパー等、要援護者の支援についての専門家がいなか調査し、協力を依頼する。
- ・避難所での生活が困難な方については、本人や専門家の意見も聞きつつ、適切な施設へ移転できるよう災害対策本部へ打診する。
- ・避難所生活での障がいを取り除くため要望を聞き、必要な設備、用具を調達する。
- ・視覚障がい、聴覚障がい者に対応するため、文書掲示や見えるラジオ、文字放送テレビ等により情報伝達、コミュニケーションを図る。
- ・必要に応じてボランティア等の支援を要請する。
- ・外国人等の避難者がある場合、通訳のできる人が避難所内にいないか調査し、協力を依頼する。いない場合は、市災害対策本部等へ通訳の派遣を依頼する。

(2) 安定期以降の自立困難者への対応

- ・身寄りのない高齢者等は独力での自立が困難な場合が多い。自治会長等に協力を依頼し、地域ぐるみの自立支援体制の構築を図る必要がある。

(3) 子供達への対応

- ・子供の世話が得意な避難者の協力や、ボランティア、地域の子供会等の協力を募り、保育支援を行える体制を検討する。
- ・復旧期以降、スペースに余裕がある場合は、昼は子供の遊び部屋、夜は勉強部屋として使える部屋を施設管理班と協議して用意する。

(4) けがや病気の避難者の把握

- ・感染症の蔓延等緊急の対応に備え、避難者グループの代表者を通じて怪我や病気の避難者について把握できる体制を検討する。

(5) 掃除・ゴミ処理の対応

- ・掃除、ゴミ処理について以下の体制により衛生管理を行う。また、避難所内でのゴミ焼却は原則、禁止する。
- ・居住スペースの清掃は居住する避難者自身が行う。
- ・ゴミは分別を原則とし、ゴミ集積場をゴミの種類別に設置する。
- ・避難者グループごとにゴミ袋を設置し、各組の避難者がゴミ集積場まで運ぶ。
- ・ゴミ集積場は、施設管理班(長)と協議の上、できれば屋根があり、直射日光のあたらない場所に設置する。
- ・ゴミ集積場は定期的に消毒する。

(6) 防疫

防疫について以下の体制により衛生管理する。

- ・うがいや手洗いを励行し、手洗い場に消毒液を配置する。また、消毒液を補充する。
- ・食料物資班に依頼し、消毒液、トイレットペーパーの確保をする。
- ・食器はできるだけ使い捨てのものとする。
- ・ネズミ、害虫等の発生があった場合は、災害対策本部を通じて保健所に駆除・消毒を依頼する。

(7) 風呂

- ・仮設風呂、シャワーの設置がない場合は、入浴ツアー等の申し出を活用する。
- ・営業している銭湯等の情報提供をする。
- ・仮設風呂、シャワーが設置された場合には、利用計画を作成する。

- ・男女別に利用時間を決める。
- ・希望者が多い場合は、1人20分程度に利用時間を限定する。
- ・救護衛生班が入浴希望時間の受付等を行う。
- ・清掃は避難者グループの代表者を通じて、避難者が当番で実施する体制とする。
- ・定期的に消毒を行う

(8) ペット連れの避難者への対応

- ・居住スペースへのペットの持ち込みを禁止する。
- ・ペット連れの避難者に対しては、文案3「ペットの飼育ルール」を説明又はコピーして配布し、管理の徹底を図る。
- ・ペットの飼育場所を施設管理者のアドバイスのもと、居住スペースから離れた場所に設置する。

- ・盲導犬はペットではないので、別途動物アレルギーの避難者がいないことが確認できたら居住スペースへの同伴を認める。

- ・ ペット飼育者に様式 10「ペット登録台帳」に記入してもらい管理する。
- ・ ペットの飼育はペットを持込んだ避難者自身が行う。

- ・ 大型動物や危険なペットを連れた避難者は、同伴での入所を断らなければならない場合もある。
- ・ ペットを一時預かり施設や機関、ボランティア団体の情報を集め、適宜、ペット連れの避難者へ知らせる。

- ・ 事前に、ペットを飼っている住民が、災害時にペットを預けられるペットホテルや動物病院等を探しておくことが望まれる。

(9) トイレの衛生管理

- ・ トイレの使用上の注意について、状況に応じて変化するのに対応し、張り紙や館内放送等により周知に努める。
- ・ 発災直後は、断水状態のトイレを確認し、被害状況により場合によっては使用禁止とする。

- ・ 配水管が使える場合には、水を流せば使えるトイレとして使用する。その際には、バケツに水をくんでおき、使用することによりその水で流す。
- ・ トイレの用水確保のために、プールや河川等の水を避難者の協力を得て確保する。
- ・ トイレ前に用水をバケツに汲んでおき、使った人は次の使用者のためにまた汲んでおくというルールを徹底する。
- ・ ペーパー等が流せない場合には、ゴミ袋を設置しておく。
- ・ 被害状況により、仮設トイレの設置場所を施設管理班(長)と協議して決定する。
- ・ 仮設トイレが設置された場合には、早めに汲み取り等の要請を災害対策本部に行う。

- ・ 仮設トイレの清掃時に、便槽内の汚物をならし、便槽の容量をいっぱい活用できるよう清掃者に依頼する。
- ・ トイレの清掃については、避難者が当番で毎日実施する体制とする。
- ・ 定期的にトイレの消毒・殺菌について災害対策本部や保健所と協議の上、実施する。

ボランティア班

(1) ボランティア受付、派遣要請

- ・ 原則、市災害救援ボランティア本部へ派遣要請を行い、派遣されたボランティアの支援を受けるものとする。

- ・避難所に直接ボランティアの申し出があった場合には、避難所ではボランティアを直接、募集していないことを伝える。→市災害救援ボランティア本部で募集を行っている旨を伝える。

- ・要請に当たっては、支援を受けたいボランティアの分野、必要な人員数、期間等を決めておく。

支援を受けるボランティアの分野は下記のものが考えられる。

【展開期～安定期】

- ・清掃活動
- ・炊き出し
- ・物資輸送、仕分け
- ・避難所以外の情報収集、広報資料作成

【撤収期】

- ・仮設住宅や自宅への引越作業
- ・介護福祉活動
- ・手話、筆記、通訳

(2) ボランティアの管理

- ・派遣されたボランティアに文案4「ボランティア活動への注意事項」を説明し、理解を求める。また、ボランティア保険の加入を必ず確認し、未加入の場合には加入を要請する。
- ・派遣されたボランティアについて様式6「ボランティア受付票」を作成し、管理する。
- ・派遣されたボランティアに対し、腕章や名札等すぐにボランティアと分かる目印を配布し、着用してもらう。

■資料２【市の問合せ先一覧】

部名	課名	TEL	所管施設 (※問合せ内容)
総務部	危機管理課	20-1229	(※防災全般)
産業振興部	観光交流課	20-1301	高岡御車山会館
	地域振興交流課	64-1426	高岡市里山交流センター、高岡市五位山交流館、福岡さくら会館、高岡市福岡にぎわい交流館、木楽館
生活環境 文化部	地域課	20-1326	地域交流センター（高岡市立公民館）
	伏木支所	44-0481	高岡市伏木コミュニティセンター
	戸出支所	63-1250	高岡市戸出コミュニティセンター
	中田支所	36-1133	高岡市中田コミュニティセンター
福祉保健部	社会福祉課	20-1366	高岡市ふれあい福祉センター
	子ども・子育て課	20-1376	高岡市立保育園 高岡市福岡あおぞらこども園
都市創造部	景観みどり課	20-1416	高岡古城公園、前田公園、駅南緑の丘公園、高岡おとぎの森公園
都市創造部	都市計画課	20-1411	道の駅雨晴
消防本部	警防課	22-3131	(※消火、救急救助)
	伏木消防署	44-1122	伏木消防署
教育委員会	教育総務課	20-1446	高岡市立小・全中学校、(旧)平米小、(旧)富山県立高岡西高等学校、高岡市立こまどり支援学校、国吉義務教育学校
	生涯学習・スポーツ課	20-1456	東洋通信スポーツセンター（旧高岡市民体育館）、高岡市生涯学習センター、高岡市立竹平記念体育館、高岡市文化芸能館、高岡市少年育成センター、高岡西部総合公園、高岡市万葉スポーツセンター、高岡市スポーツ健康センター、高岡市立赤丸・高岡市立西五位・高岡市立山王・高岡市立大滝トレーニングセンター、城光寺運動公園、高岡市福岡B＆G海洋センター、高岡市ふくおか総合文化センター
教育委員会	文化財保護活用課	20-1453	高岡市埋蔵文化財センター

高岡市避難所運営マニュアル

平成 26 年（2014 年）3 月策定

令和 6 年（2024 年）7 月改定

高岡市総務部危機管理課

住所：〒933-8601 高岡市広小路 7 番 50 号

電話：0766-20-1229（直通）

メール：kikikanri@city.takaoka.lg.jp